

半 期 報 告 書

(第2期中) 自 平成15年4月1日
至 平成15年9月30日

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

(501094)

第2期中(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成15年12月18日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

目 次

	頁
第2期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	33
3 【対処すべき課題】	34
4 【経営上の重要な契約等】	35
5 【研究開発活動】	35
第3 【設備の状況】	36
1 【主要な設備の状況】	36
2 【設備の新設、除却等の計画】	36
第4 【提出会社の状況】	37
1 【株式等の状況】	37
2 【株価の推移】	62
3 【役員の状況】	62
第5 【経理の状況】	63
1 【中間連結財務諸表等】	64
2 【中間財務諸表等】	113
第6 【提出会社の参考情報】	120
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	121
中間監査報告書	
当中間連結会計期間	123
当中間会計期間	125

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月18日

【中間会計期間】 第2期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 西川 善文

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号

【電話番号】 (03)5512 - 3411(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 境 康

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目6番10号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目3番17号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等

		平成15年度 中間連結会計期間	平成14年度
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
連結経常収益	百万円	1,760,835	3,506,386
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	165,508	515,749
連結中間純利益	百万円	143,492	
連結当期純損失	百万円		465,359
連結純資産額	百万円	2,745,476	2,424,074
連結総資産額	百万円	100,725,500	104,607,449
1株当たり純資産額	円	165,291.87	106,577.05
1株当たり中間純利益	円	24,993.09	
1株当たり当期純損失	円		84,324.98
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	15,608.81	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円		
連結自己資本比率 (第一基準)	%	10.94	10.10
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,753,848	5,443,200
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,711,298	4,623,917
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	77,465	43,919
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	2,934,143	
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円		2,900,991
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	43,813 [11,554]	42,996 [11,621]

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 「1株当たり中間純利益」、「1株当たり当期純損失」、「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上の基礎は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表(1株当たり情報)」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、平成14年度は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は第一基準を適用しております。

(2) 提出会社の当中間会計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等

回次		第 2 期中	第 1 期
決算年月		平成15年 9 月	平成15年 3 月
営業収益	百万円	7,146	131,519
経常利益	百万円	5,035	119,634
中間純利益	百万円	4,829	
当期純利益	百万円		124,738
資本金	百万円	1,247,650	1,247,650
発行済株式総数	株	普通株式5,796,010 優先株式1,132,099	普通株式5,796,000 優先株式1,132,100
純資産額	百万円	3,127,494	3,156,086
総資産額	百万円	3,357,722	3,413,529
1株当たり中間配当額	円	普通株式 第一種優先株式 第二種優先株式 第三種優先株式 第1回第四種優先株式 第2回第四種優先株式 第3回第四種優先株式 第4回第四種優先株式 第5回第四種優先株式 第6回第四種優先株式 第7回第四種優先株式 第8回第四種優先株式 第9回第四種優先株式 第10回第四種優先株式 第11回第四種優先株式 第12回第四種優先株式 第13回第四種優先株式	
1株当たり配当額	円		普通株式 3,000 第一種優先株式 10,500 第二種優先株式 28,500 第三種優先株式 13,700 第1回第四種優先株式 19,500 第2回第四種優先株式 19,500 第3回第四種優先株式 19,500 第4回第四種優先株式 19,500 第5回第四種優先株式 19,500 第6回第四種優先株式 19,500 第7回第四種優先株式 19,500 第8回第四種優先株式 19,500 第9回第四種優先株式 19,500 第10回第四種優先株式 19,500 第11回第四種優先株式 19,500 第12回第四種優先株式 19,500 第13回第四種優先株式 3,750
自己資本比率	%	93.14	92.46
従業員数	人	98	94

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、次のとおりであります。

(銀行業)

国内で預金業務、貸出業務等を行う株式会社関西さわやか銀行を当社の連結子会社といたしました。

(その他事業)

エスエムビーシーファイナンス株式会社、株式会社三井ファイナンスサービス及びさくらファイナンスサービス株式会社は、平成15年4月1日にエスエムビーシーファイナンス株式会社を存続会社として合併し、S M B Cファイナンスサービス株式会社に商号を変更いたしました。

また、明光ナショナル証券株式会社とさくらフレンド証券株式会社は、平成15年4月1日に明光ナショナル証券株式会社を存続会社として合併し、S M B Cフレンド証券株式会社に商号を変更いたしました。

3 【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

株式会社三井ファイナンスサービス
 さくらファイナンスサービス株式会社
 さくらフレンド証券株式会社

(2) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社 関西さわやか銀行	大阪市西区	32,083	銀行業	80 (80)					

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 2 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(平成15年9月30日現在)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
従業員数(人) [外、平均臨時 従業員数]	23,971 [7,791]	1,785 [9]	18,057 [3,754]	43,813 [11,554]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員12,710人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

(平成15年9月30日現在)

従業員数(人)	98
---------	----

(注) 1 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行からの出向者であります。

2 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

経済金融環境

当中間連結会計期間の経済・金融環境を顧みますと、米国経済の明るさが増し、アジアでは中国等で景気の拡大が続く一方、これまでのユーロ高の影響等から、欧州経済は低調に推移しました。

わが国経済においては、企業収益の改善を背景に設備投資が増加し、輸出も持ち直しの動きが見られたものの、厳しい雇用・所得環境が続く中、個人消費は横ばい傾向が続きました。引続きデフレが続いていることから、日本銀行は金融緩和政策を継続しておりますが、景気の先行きに対する見方が改善したことを背景に、長期金利は6月後半から急速に上昇し、株価も3月末に比べて上昇しました。

こうした中、金融界においては、「金融再生プログラム」に基づいて本年4月に産業再生機構が設立されるなど、企業再生の促進や不良債権問題の解決に向けた取り組みが進められております。

経営戦略

当社は、平成16年度末までに三井住友銀行における不良債権比率を半減することを目標に、不良債権のオフ・バランス化や企業実態の改善を通じた不良債権残高の更なる削減を進めるとともに、保有株式についても更に圧縮を進めることで、バランスシートの改善を図り、財務体質の強化を一段と進めております。

一方で、お客様のニーズを的確に捉え、そのニーズに対してグループ総合力の発揮により質の高いサービスを提供することによるビジネスボリュームの拡大、リスクリターン向上、収益性の高い分野への経営資源の傾斜配分等を通じた資本効率の向上、ローコストオペレーションの徹底によるコスト競争力の強化、の3点を基本方針として、収益力の向上に取り組んでおります。このような取り組みにより、引き続き内部留保の蓄積を図ってまいります。

営業の成果

当中間連結会計期間における業績は以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は前連結会計年度末対比2,112億円増加して63兆1,422億円となり、譲渡性預金は同1兆4,734億円減少して3兆3,796億円となりました。

一方、貸出金は、同1兆4,165億円減少し、59兆6,663億円となりました。

総資産は、同3兆8,819億円減少し、100兆7,255億円となりました。

損益につきましては、当中間連結会計期間は、業務改革等を通じて収益力の強化を図るとともに、引続き経営全般の合理化推進に努めました。

経常収益・経常費用につきましては、貸出金利息・預金利息の減少等による資金運用収益・資金調達費用の減少やその他経常費用の減少などを要因とし、経常収益が1兆7,608億円、経常費用は1兆5,953億円となりました。

その結果、経常利益は1,655億円、特別損益等を勘案した中間純利益は1,434億円となりました。
純資産額につきましては、中間純利益の計上及びその他有価証券評価差額金の増加等により、前連結会計年度末対比3,214億円増加して2兆7,454億円となりました。

事業の種類別では、銀行業、リース業、その他事業の内部取引消去前の経常収益シェアが、銀行業が69%、リース業が17%、その他事業が14%となりました。

また、所在地別の内部取引消去前の経常収益シェアは、日本が90%、米州が5%、欧州、アジア・オセアニアは、各々3%、2%となりました。

連結自己資本比率は10.94%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が1兆7,538億円、有価証券の取得・売却や動産不動産及びリース資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が1兆7,112億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が774億円となりました。

その結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は2兆9,341億円となりました。

(3) 事業の種類別セグメントの業績

事業の種類別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は6,632億円、役員取引等収支は1,951億円、特定取引収支は1,639億円、その他業務収支は267億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は6,170億円、役員取引等収支は1,210億円、特定取引収支は1,581億円、その他業務収支は185億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は64億円、役員取引等収支は4億円、その他業務収支は388億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は588億円、役員取引等収支は757億円、特定取引収支は57億円、その他業務収支は605億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	当中間連結会計期間	617,002	6,433	58,840	6,155	663,254
うち資金運用収益	当中間連結会計期間	789,863	1,777	80,801	46,035	826,407
うち資金調達費用	当中間連結会計期間	172,861	8,210	21,961	39,880	163,152
信託報酬	当中間連結会計期間	84				84
役員取引等収支	当中間連結会計期間	121,029	418	75,767	2,025	195,190
うち役員取引等 収益	当中間連結会計期間	169,628	418	80,450	13,338	237,159
うち役員取引等 費用	当中間連結会計期間	48,598		4,683	11,313	41,969
特定取引収支	当中間連結会計期間	158,173		5,730		163,904
うち特定取引収益	当中間連結会計期間	160,558		6,374	3,028	163,904
うち特定取引費用	当中間連結会計期間	2,384		643	3,028	
その他業務収支	当中間連結会計期間	18,584	38,893	60,537	54,142	26,704
うちその他業務 収益	当中間連結会計期間	95,518	323,007	96,711	55,551	459,685
うちその他業務 費用	当中間連結会計期間	114,102	284,114	36,173	1,409	432,980

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(当中間連結会計期間16百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

事業の種類別資金運用 / 調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は87兆6,066億円、利回りは1.89%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は89兆1,524億円、利回りは0.37%となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用勘定の平均残高は86兆4,556億円、利回りは1.83%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は88兆5,666億円、利回りは0.39%となりました。

リース業セグメントの資金運用勘定の平均残高は1,306億円、利回りは2.72%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は1兆2,795億円、利回りは1.28%となりました。

その他事業セグメントの資金運用勘定の平均残高は4兆3,050億円、利回りは3.75%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は2兆6,238億円、利回りは1.67%となりました。

ア 銀行業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	当中間連結会計期間	86,455,633	789,863	1.83
うち貸出金	当中間連結会計期間	58,840,263	547,523	1.86
うち有価証券	当中間連結会計期間	24,329,427	139,663	1.15
うちコールローン及び買入手形	当中間連結会計期間	487,922	1,891	0.78
うち買現先勘定	当中間連結会計期間	126,933	1,122	1.77
うち債券貸借取引支払保証金	当中間連結会計期間	659,019	71	0.02
うち預け金	当中間連結会計期間	1,057,470	4,992	0.94
資金調達勘定	当中間連結会計期間	88,566,643	172,861	0.39
うち預金	当中間連結会計期間	63,165,337	57,876	0.18
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間	4,425,302	2,178	0.10
うちコールマネー及び売渡手形	当中間連結会計期間	7,611,147	1,303	0.03
うち売現先勘定	当中間連結会計期間	2,546,266	2,615	0.21
うち債券貸借取引受入担保金	当中間連結会計期間	4,867,352	24,556	1.01
うちコマース・ペーパー	当中間連結会計期間	4,385	0	0.01
うち借入金	当中間連結会計期間	2,763,440	47,595	3.44
うち社債	当中間連結会計期間	2,721,250	23,482	1.73

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

4 無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間1,058,020百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

5 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当中間連結会計期間33,859百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当中間連結会計期間33,859百万円)及び利息(当中間連結会計期間16百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ リース業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	当中間連結会計期間	130,634	1,777	2.72
うち貸出金	当中間連結会計期間	62,287	2,137	6.86
うち有価証券	当中間連結会計期間	35,601	1,877	10.55
うちコールローン及び買入手形	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	当中間連結会計期間			
うち預け金	当中間連結会計期間	28,132	129	0.92
資金調達勘定	当中間連結会計期間	1,279,527	8,210	1.28
うち預金	当中間連結会計期間			
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	当中間連結会計期間			
うちコマーシャル・ペーパー	当中間連結会計期間	114,515	89	0.16
うち借入金	当中間連結会計期間	1,050,944	7,131	1.36
うち社債	当中間連結会計期間	114,022	564	0.99

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

4 無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間1,384百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

ウ その他事業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	当中間連結会計期間	4,305,043	80,801	3.75
うち貸出金	当中間連結会計期間	3,101,045	74,832	4.83
うち有価証券	当中間連結会計期間	579,461	3,103	1.07
うちコールローン 及び買入手形	当中間連結会計期間	7,472	84	2.26
うち買現先勘定	当中間連結会計期間	38,199	395	2.07
うち債券貸借取引 支払保証金	当中間連結会計期間			
うち預け金	当中間連結会計期間	332,432	1,240	0.75
資金調達勘定	当中間連結会計期間	2,623,836	21,961	1.67
うち預金	当中間連結会計期間			
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	当中間連結会計期間	121	2	4.74
うち売現先勘定	当中間連結会計期間	35,922	437	2.43
うち債券貸借取引 受入担保金	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	当中間連結会計期間	45,923	18	0.08
うち借入金	当中間連結会計期間	1,716,178	6,462	0.75
うち社債	当中間連結会計期間	825,688	13,402	3.25

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

4 無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間45,696百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

5 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当中間連結会計期間2百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当中間連結会計期間2百万円)及び利息(当中間連結会計期間0百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

工 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	消去又は 全社()	合計	小計	消去又は 全社()	合計	
資金運用勘定	当中間連結会計期間	90,891,311	3,284,652	87,606,658	872,442	46,035	826,407	1.89
うち貸出金	当中間連結会計期間	62,003,596	3,004,906	58,998,690	624,493	38,679	585,813	1.99
うち有価証券	当中間連結会計期間	24,944,490	403	24,944,087	144,644	6,124	138,520	1.11
うちコールローン 及び買入手形	当中間連結会計期間	495,395		495,395	1,975		1,975	0.80
うち買現先勘定	当中間連結会計期間	165,133	6,709	158,423	1,517	33	1,484	1.87
うち債券貸借取引 支払保証金	当中間連結会計期間	659,019		659,019	71		71	0.02
うち預け金	当中間連結会計期間	1,418,035	266,720	1,151,314	6,363	1,162	5,201	0.90
資金調達勘定	当中間連結会計期間	92,470,007	3,317,585	89,152,422	203,033	39,880	163,152	0.37
うち預金	当中間連結会計期間	63,165,337	258,456	62,906,880	57,876	1,159	56,717	0.18
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間	4,425,302	42,368	4,382,933	2,178	2	2,176	0.10
うちコールマネー 及び売渡手形	当中間連結会計期間	7,611,268		7,611,268	1,306		1,306	0.03
うち売現先勘定	当中間連結会計期間	2,582,188	6,709	2,575,479	3,053	33	3,019	0.23
うち債券貸借取引 受入担保金	当中間連結会計期間	4,867,352		4,867,352	24,556		24,556	1.01
うち コマーシャル・ ペーパー	当中間連結会計期間	164,824	4,740	160,083	108	2	105	0.13
うち借入金	当中間連結会計期間	5,530,564	3,004,906	2,525,657	61,188	38,679	22,508	1.78
うち社債	当中間連結会計期間	3,660,961	403	3,660,558	37,449	3	37,446	2.05

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
2 セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。
3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
4 無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間1,070,997百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
5 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当中間連結会計期間33,861百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当中間連結会計期間33,861百万円)及び利息(当中間連結会計期間16百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

事業の種類別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は2,371億円、一方役務取引等費用は419億円となったことから、役務取引等収支は1,951億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は1,696億円、一方役務取引等費用は485億円となったことから、役務取引等収支は1,210億円となりました。

リース業セグメントの役務取引等収益は4億円となったことから、役務取引等収支は4億円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は804億円、一方役務取引等費用は46億円となったことから、役務取引等収支は757億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	当中間連結会計期間	169,628	418	80,450	13,338	237,159
うち預金・ 貸出業務	当中間連結会計期間	17,133		147	829	16,452
うち為替業務	当中間連結会計期間	58,579			554	58,025
うち証券関連業務	当中間連結会計期間	12,080		10,970	545	22,505
うち代理業務	当中間連結会計期間	7,655		131	4	7,782
うち保護預り ・貸金庫業務	当中間連結会計期間	3,122			0	3,121
うち保証業務	当中間連結会計期間	12,738		8,372	6,258	14,853
うちクレジット カード関連業務	当中間連結会計期間			44,671	403	44,268
役務取引等費用	当中間連結会計期間	48,598		4,683	11,313	41,969
うち為替業務	当中間連結会計期間	11,623			1	11,621

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

事業の種類別特定取引の状況

ア 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は1,639億円となったことから、特定取引収支は1,639億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの特定取引収益は1,605億円、一方特定取引費用は23億円となったことから、特定取引収支は1,581億円となりました。

その他事業セグメントの特定取引収益は63億円、一方特定取引費用は6億円となったことから、特定取引収支は57億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	当中間連結会計期間	160,558		6,374	3,028	163,904
うち商品有価証券収益	当中間連結会計期間	1,248		2,061		3,309
うち特定取引有価証券収益	当中間連結会計期間	286				286
うち特定金融派生商品収益	当中間連結会計期間	158,995		4,312	3,028	160,279
うちその他の特定取引収益	当中間連結会計期間	28				28
特定取引費用	当中間連結会計期間	2,384		643	3,028	
うち商品有価証券費用	当中間連結会計期間					
うち特定取引有価証券費用	当中間連結会計期間					
うち特定金融派生商品費用	当中間連結会計期間	2,384		643	3,028	
うちその他の特定取引費用	当中間連結会計期間					

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

イ 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産残高は3兆4,853億円、特定取引負債残高は2兆467億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの特定取引資産残高は3兆233億円、特定取引負債残高は1兆6,440億円となりました。

その他事業セグメントの特定取引資産残高は4,839億円、特定取引負債残高は4,246億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	当中間連結会計期間	3,023,314		483,954	21,919	3,485,349
うち商品有価証券	当中間連結会計期間	55,529		73,971		129,501
うち商品有価証券 派生商品	当中間連結会計期間	480		19		499
うち特定取引 有価証券	当中間連結会計期間					
うち特定取引 有価証券派生商品	当中間連結会計期間	934				934
うち特定金融派生 商品	当中間連結会計期間	1,889,975		409,963	21,919	2,278,019
うちその他の 特定取引資産	当中間連結会計期間	1,076,394				1,076,394
特定取引負債	当中間連結会計期間	1,644,052		424,632	21,919	2,046,766
うち売付商品債券	当中間連結会計期間	524		12,631		13,156
うち商品有価証券 派生商品	当中間連結会計期間	122		2		125
うち特定取引売付 債券	当中間連結会計期間					
うち特定取引 有価証券派生商品	当中間連結会計期間	1,745				1,745
うち特定金融派生 商品	当中間連結会計期間	1,641,660		411,997	21,919	2,031,739
うちその他の 特定取引負債	当中間連結会計期間					

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

事業の種類別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	当中間連結会計期間	63,142,263			63,142,263
うち流動性預金	当中間連結会計期間	37,830,016			37,830,016
うち定期性預金	当中間連結会計期間	21,064,416			21,064,416
うちその他	当中間連結会計期間	4,247,830			4,247,830
譲渡性預金	当中間連結会計期間	3,379,610			3,379,610
総合計	当中間連結会計期間	66,521,873			66,521,873

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

事業の種類別貸出金残高の状況
ア 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成15年9月30日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	54,310,033	4,742	1,133,837	55,448,613	100.00
製造業	6,236,492	2,633	27,902	6,267,027	11.30
農業、林業、漁業及び鉱業	174,215	2	812	175,030	0.32
建設業	2,264,243	63	16,307	2,280,614	4.11
運輸、情報通信、公益事業	3,322,448	75	17,603	3,340,128	6.02
卸売・小売業	5,995,889	696	56,854	6,053,439	10.92
金融・保険業	3,962,818	184	50,419	4,013,422	7.24
不動産業	8,007,585	98	331,235	8,338,920	15.04
各種サービス業	5,883,371	782	310,573	6,194,727	11.17
地方公共団体	460,916	67		460,983	0.83
その他	18,002,052	136	322,129	18,324,319	33.05
海外及び特別国際金融取引勘定分	3,946,185	53,318	218,245	4,217,749	100.00
政府等	108,313		470	108,783	2.58
金融機関	347,261		2,449	349,711	8.29
商工業	3,258,503	52,788	206,511	3,517,803	83.41
その他	232,107	529	8,814	241,451	5.72
合計	58,256,219	58,060	1,352,082	59,666,363	

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
2 各事業の主な内容
(1) 銀行業.....銀行業
(2) リース業.....リース業
(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
3 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
4 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

イ 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)			
		銀行業	リース業	その他事業	合計
平成15年9月30日	インドネシア	86,218			86,218
	その他(7ヶ国)	2,475			2,475
	合計	88,693			88,693
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.09)			(0.09)

- (注) 1 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を掲げております。
2 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
3 各事業の主な内容
(1) 銀行業.....銀行業
(2) リース業.....リース業
(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

事業の種類別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	全社	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	当中間連結会計期間	11,532,080	9	81,855		11,613,946
地方債	当中間連結会計期間	403,548				403,548
社債	当中間連結会計期間	2,231,319		493		2,231,813
株式	当中間連結会計期間	3,334,490	33,694	85,971	156,700	3,610,856
その他の証券	当中間連結会計期間	4,327,330	8,696	254,857		4,590,884
合計	当中間連結会計期間	21,828,769	42,401	423,179	156,700	22,451,050

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(4) 国内・海外別業績

国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は6,632億円、役務取引等収支は1,951億円、特定取引収支は1,639億円、その他業務収支は267億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は5,863億円、役務取引等収支は1,829億円、特定取引収支は1,515億円、その他業務収支は254億円となりました。

海外の資金運用収支は795億円、役務取引等収支は122億円、特定取引収支は123億円、その他業務収支は14億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	当中間連結会計期間	586,324	79,574	2,644	663,254
うち資金運用収益	当中間連結会計期間	711,326	134,190	19,110	826,407
うち資金調達費用	当中間連結会計期間	125,002	54,615	16,465	163,152
信託報酬	当中間連結会計期間	84			84
役務取引等収支	当中間連結会計期間	182,933	12,229	26	195,190
うち役務取引等収益	当中間連結会計期間	222,815	14,595	251	237,159
うち役務取引等費用	当中間連結会計期間	39,882	2,365	278	41,969
特定取引収支	当中間連結会計期間	151,525	12,379		163,904
うち特定取引収益	当中間連結会計期間	153,718	13,100	2,915	163,904
うち特定取引費用	当中間連結会計期間	2,193	721	2,915	
その他業務収支	当中間連結会計期間	25,471	1,424	191	26,704
うちその他業務収益	当中間連結会計期間	446,111	13,830	256	459,685
うちその他業務費用	当中間連結会計期間	420,639	12,406	65	432,980

- (注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(当中間連結会計期間16百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。
4 「国内」「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は87兆6,066億円、利回りは1.89%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は89兆1,524億円、利回りは0.37%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は80兆9,042億円、利回りは1.76%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は85兆1,352億円、利回りは0.29%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は7兆8,689億円、利回りは3.41%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は5兆1,840億円、利回りは2.11%となりました。

ア 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	当中間連結会計期間	80,904,257	711,326	1.76
うち貸出金	当中間連結会計期間	54,619,544	521,345	1.91
うち有価証券	当中間連結会計期間	23,738,285	118,891	1.00
うちコールローン及び買入手形	当中間連結会計期間	388,832	716	0.37
うち買現先勘定	当中間連結会計期間	29,137	2	0.02
うち債券貸借取引支払保証金	当中間連結会計期間	659,019	71	0.02
うち預け金	当中間連結会計期間	668,518	2,533	0.76
資金調達勘定	当中間連結会計期間	85,135,275	125,002	0.29
うち預金	当中間連結会計期間	59,740,859	27,716	0.09
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間	4,244,403	434	0.02
うちコールマネー及び売渡手形	当中間連結会計期間	7,489,079	536	0.01
うち売現先勘定	当中間連結会計期間	2,103,516	66	0.01
うち債券貸借取引受入担保金	当中間連結会計期間	4,867,352	24,556	1.01
うちコマーシャル・ペーパー	当中間連結会計期間	160,083	105	0.13
うち借入金	当中間連結会計期間	3,309,960	36,489	2.20
うち社債	当中間連結会計期間	2,779,101	20,824	1.50

- (注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
- 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
- 3 無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間1,043,589百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
- 4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当中間連結会計期間33,861百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当中間連結会計期間33,861百万円)及び利息(当中間連結会計期間16百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	当中間連結会計期間	7,868,913	134,190	3.41
うち貸出金	当中間連結会計期間	5,279,586	80,147	3.04
うち有価証券	当中間連結会計期間	1,205,801	22,273	3.69
うちコールローン及び買入手形	当中間連結会計期間	106,562	1,259	2.36
うち買現先勘定	当中間連結会計期間	129,285	1,482	2.29
うち債券貸借取引支払保証金	当中間連結会計期間			
うち預け金	当中間連結会計期間	748,807	3,454	0.92
資金調達勘定	当中間連結会計期間	5,184,006	54,615	2.11
うち預金	当中間連結会計期間	3,432,379	29,787	1.74
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間	138,530	1,741	2.51
うちコールマネー及び売渡手形	当中間連結会計期間	122,188	770	1.26
うち売現先勘定	当中間連結会計期間	471,962	2,953	1.25
うち債券貸借取引受入担保金	当中間連結会計期間			
うちコマーシャル・ペーパー	当中間連結会計期間			
うち借入金	当中間連結会計期間	116,137	1,697	2.92
うち社債	当中間連結会計期間	881,456	16,621	3.77

(注) 1 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社の平均残高については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間27,755百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

ウ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	消去又は 全社()	合計	小計	消去又は 全社()	合計	
資金運用勘定	当中間連結会計期間	88,773,171	1,166,512	87,606,658	845,517	19,110	826,407	1.89
うち貸出金	当中間連結会計期間	59,899,130	900,439	58,998,690	601,492	15,678	585,813	1.99
うち有価証券	当中間連結会計期間	24,944,087		24,944,087	141,165	2,644	138,520	1.11
うちコールローン 及び買入手形	当中間連結会計期間	495,395		495,395	1,975		1,975	0.80
うち買現先勘定	当中間連結会計期間	158,423		158,423	1,484		1,484	1.87
うち債券貸借取引 支払保証金	当中間連結会計期間	659,019		659,019	71		71	0.02
うち預け金	当中間連結会計期間	1,417,325	266,010	1,151,314	5,988	786	5,201	0.90
資金調達勘定	当中間連結会計期間	90,319,282	1,166,859	89,152,422	179,618	16,465	163,152	0.37
うち預金	当中間連結会計期間	63,173,239	266,358	62,906,880	57,504	786	56,717	0.18
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間	4,382,933		4,382,933	2,176		2,176	0.10
うちコールマネー 及び売渡手形	当中間連結会計期間	7,611,268		7,611,268	1,306		1,306	0.03
うち売現先勘定	当中間連結会計期間	2,575,479		2,575,479	3,019		3,019	0.23
うち債券貸借取引 受入担保金	当中間連結会計期間	4,867,352		4,867,352	24,556		24,556	1.01
うち コマースナル・ ペーパー	当中間連結会計期間	160,083		160,083	105		105	0.13
うち借入金	当中間連結会計期間	3,426,097	900,439	2,525,657	38,187	15,678	22,508	1.78
うち社債	当中間連結会計期間	3,660,558		3,660,558	37,446		37,446	2.05

- (注) 1 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。
- 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
- 3 無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間1,070,997百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
- 4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当中間連結会計期間33,861百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当中間連結会計期間33,861百万円)及び利息(当中間連結会計期間16百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は2,371億円、一方役務取引等費用は419億円となったことから、役務取引等収支は1,951億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は2,228億円、一方役務取引等費用は398億円となったことから、役務取引等収支は1,829億円となりました。

海外の役務取引等収益は145億円、一方役務取引等費用は23億円となったことから、役務取引等収支は122億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は全社 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	当中間連結会計期間	222,815	14,595	251	237,159
うち預金・貸出業務	当中間連結会計期間	8,561	7,898	8	16,452
うち為替業務	当中間連結会計期間	55,181	2,843	0	58,025
うち証券関連業務	当中間連結会計期間	22,505	0		22,505
うち代理業務	当中間連結会計期間	7,782			7,782
うち保護預り ・貸金庫業務	当中間連結会計期間	3,119	2		3,121
うち保証業務	当中間連結会計期間	13,565	1,529	241	14,853
うちクレジット カード関連業務	当中間連結会計期間	44,268			44,268
役務取引等費用	当中間連結会計期間	39,882	2,365	278	41,969
うち為替業務	当中間連結会計期間	10,539	1,081	0	11,621

(注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

国内・海外別特定取引の状況

ア 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は1,639億円となったことから、特定取引収支は1,639億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は1,537億円、一方特定取引費用は21億円となったことから、特定取引収支は1,515億円となりました。

海外の特定取引収益は131億円、一方特定取引費用は7億円となったことから、特定取引収支は123億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は全社 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	当中間連結会計期間	153,718	13,100	2,915	163,904
うち商品有価証券 収益	当中間連結会計期間	1,359	1,950		3,309
うち特定取引 有価証券収益	当中間連結会計期間	286			286
うち特定金融 派生商品収益	当中間連結会計期間	152,045	11,149	2,915	160,279
うちその他の 特定取引収益	当中間連結会計期間	28			28
特定取引費用	当中間連結会計期間	2,193	721	2,915	
うち商品有価証券 費用	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券費用	当中間連結会計期間				
うち特定金融 派生商品費用	当中間連結会計期間	2,193	721	2,915	
うちその他の 特定取引費用	当中間連結会計期間				

- (注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

イ 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産残高は3兆4,853億円、特定取引負債残高は2兆467億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は3兆47億円、特定取引負債残高は1兆6,249億円となりました。

海外の特定取引資産残高は5,022億円、特定取引負債残高は4,434億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は全社 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	当中間連結会計期間	3,004,717	502,212	21,580	3,485,349
うち商品有価証券	当中間連結会計期間	83,571	45,929		129,501
うち商品有価証券 派生商品	当中間連結会計期間	499			499
うち特定取引 有価証券	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	当中間連結会計期間	934			934
うち特定金融派生 商品	当中間連結会計期間	1,843,317	456,283	21,580	2,278,019
うちその他の 特定取引資産	当中間連結会計期間	1,076,394			1,076,394
特定取引負債	当中間連結会計期間	1,624,941	443,405	21,580	2,046,766
うち売付商品債券	当中間連結会計期間	2,854	10,301		13,156
うち商品有価証券 派生商品	当中間連結会計期間	125			125
うち特定取引売付 債券	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	当中間連結会計期間	1,745			1,745
うち特定金融派生 商品	当中間連結会計期間	1,620,216	433,103	21,580	2,031,739
うちその他の 特定取引負債	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	当中間連結会計期間	59,866,088	3,276,174	63,142,263
うち流動性預金	当中間連結会計期間	35,129,895	2,700,120	37,830,016
うち定期性預金	当中間連結会計期間	20,497,871	566,545	21,064,416
うちその他	当中間連結会計期間	4,238,321	9,508	4,247,830
譲渡性預金	当中間連結会計期間	3,290,409	89,200	3,379,610
総合計	当中間連結会計期間	63,156,498	3,365,375	66,521,873

(注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

「(3) 事業の種類別セグメントの業績」の「事業の種類別貸出金残高の状況 ア 業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当該欄での記載を省略しております。

国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	全社	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	当中間連結会計期間	11,532,101	81,845		11,613,946
地方債	当中間連結会計期間	403,548			403,548
社債	当中間連結会計期間	2,231,813			2,231,813
株式	当中間連結会計期間	3,454,156		156,700	3,610,856
その他の証券	当中間連結会計期間	3,666,940	923,944		4,590,884
合計	当中間連結会計期間	21,288,560	1,005,789	156,700	22,451,050

- (注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
2 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率関係)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成15年9月30日
		金額(百万円)
基本的項目	資本金	1,247,650
	うち非累積的永久優先株(注1)	
	新株式払込金	
	資本剰余金	854,798
	利益剰余金	423,309
	連結子会社の少数株主持分	1,010,401
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券()	824,000
	その他有価証券の評価差損()	
	自己株式払込金	
	自己株式()	13,231
	為替換算調整勘定	41,189
	営業権相当額()	166
	連結調整勘定相当額()	12,733
	計 (A)	3,468,838
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	200,250
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	127,243
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	69,167
	一般貸倒引当金	945,452
	負債性資本調達手段等	2,301,535
	うち永久劣後債務(注3)	684,342
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	1,617,193
計	3,443,398	
準補完的項目	うち自己資本への算入額 (B)	3,235,658
	短期劣後債務	
控除項目	うち自己資本への算入額 (C)	
	控除項目(注5) (D)	244,075
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	6,460,421
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	55,243,252
	オフ・バランス取引項目	3,491,105
	信用リスク・アセットの額 (F)	58,734,357
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	282,609
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	22,608
	計((F) + (G)) (I)	59,016,967
連結自己資本比率(第一基準) = (E)/(I) × 100(%)		10.94%

- (注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、資本金及び資本剰余金に含まれる非累積的永久優先株の額は1,796,297百万円であります。
- 2 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

() 「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」には、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という。)の海外特別目的会社が発行した以下の3件の優先出資証券が含まれております。

発行体	SB Treasury Company L.L.C.(“SBTC-LLC”)	SB Equity Securities (Cayman), Limited(“SBES”)	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited(“SPCL”)
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
発行期間	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベース・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップアップなし) Series A-2 変動(金利ステップアップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップアップなし)	Initial Series 変動(金利ステップアップなし) Series B 変動(金利ステップアップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行が自己資本比率/Tier1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意)当行につき、清算、破産または清算的会社更生が開始された場合 当行優先株 ^{(注)2} または普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 当行優先株 ^{(注)2} への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行優先株 ^{(注)2} について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行なった場合
配当制限	規定なし	当行優先株 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
配当可能利益制限	規定なし	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益/予想配当可能利益から、当行優先株 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない ^{(注)4(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近営業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。	当行直近営業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。但し、上記「配当停止条件」ないし、「配当制限」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。	当行直近営業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。但し、上記の「配当停止条件」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株 ^{(注)2} と同格	当行優先株 ^{(注)2} と同格	当行優先株 ^{(注)2} と同格

(注) 1 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率 / Tier1比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、または「管理変更事由」(④清算事由<清算、破産または清算的会社更生>の発生、⑤会社更生、会社整理等の手続開始、⑥監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2 当行優先株

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる優先株。今後発行される優先株を含む。

3 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4 SBESの配当可能利益制限における予想配当可能利益の勘案

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

5 SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6 SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がな
いので記載していません。

3 【対処すべき課題】

不良債権の削減については、平成15年度上期におけるオフ・バランス化の更なる推進、企業再生への取組み並びに劣化防止の取組みが奏効し、15年度末における三井住友銀行の金融再生法開示債権残高見込みでありました3兆9千億円までの圧縮を半年前倒しで達成いたしました。15年度下期以降も、ゴールドマン・サックス証券会社、大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ及び日本政策投資銀行と共同で設立いたしました企業再生会社なども活用し、処理を一段と加速させてまいります。

政策保有株式については、今年度上期においては、期初に最低目標として設定した7千億円の売却のうち既に約8割の売却を終えております。引き続き株価変動リスクの更なる圧縮を図ってまいります。

収益力の強化に向けては、複数の分野において競争優位を有するビジネスモデルを確立すべく、以下の取組みを行っております。

法人ビジネスにおいては、引き続き「融資慣行の見直し」を通じて利鞘改善に努力する一方、中堅・中小企業向けのリスクテイク型融資商品を拡充し、貸金増強に努めております。15年度には、ビジネスセレクトローンをはじめとしたリスクテイク型融資商品で2兆3千億円の新規投入を計画、15年度上期においては、計画を上回る新規投入を達成いたしました。また「審査改革」を通じて、審査手法の標準化と審査のスピードアップ・ローコスト化を図りましたが、15年度下期においても、引き続きリスクテイク型商品の新規投入を推進、質を伴った貸金ボリュームの増強を図ってまいります。加えて、中堅・大企業に対しては、引き続き市場型間接金融、投資銀行業務等のソリューションビジネスを、大和証券エスエムピーシーとの協業等も更に強化しながら、拡充してまいります。

個人ビジネスにおいては、コンサルティング事業など新しいビジネスモデルの確立を進め、投資信託・個人年金保険販売、住宅ローン等、既に高い競争優位を有している戦略分野を更に強化いたします。15年度においては、投資信託・個人年金保険販売並びに住宅ローンにおいて、前年度を大幅に上回る業務目標を立てておりますが、15年度上期の実績は計画を上回るものとなっております。加えて、決済ファイナンスの収益性向上などにも注力してまいります。

なお経費については、15年度に、三井住友銀行における当初計画を1年前倒しで年間経費6千億円体制を実現すべく、取り組んでおります。15年度上期については、人件費の削減等により計画は順調に推移しており、15年度下期についても、資材調達の見直し等の施策を推進、更なる削減を実現させる所存です。

グループ会社間の協働としては、15年4月に三井住友銀行のシステム関連機能を日本総合研究所に移管・統合いたしました。また11月より三井住友銀行と三井住友カードで共同開発した、20代・30代の個人のお客様だけを対象とした商品「One's Style(ワンズスタイル)」の取扱いを開始しております。これからも、こうしたグループ会社間の連携を一段と進め、各社の強力な事業基盤をより活かしていくことで、グループ全体の収益力向上を図ってまいります。

こうした取組みの成果を実績としてお示しすることにより、市場の総合的評価を向上してまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は236百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間中に新たに確定した計画について、記載すべき重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	15,000,000
第一種優先株式	67,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	800,000
第四種優先株式	249,999
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	16,766,999

(注) 「株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月18日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	5,796,010.53	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式(注)1
第一種優先株式	67,000	同左		(注)1, 2
第二種優先株式	100,000	同左		(注)3
第三種優先株式	800,000	同左		(注)1, 4
第1回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第2回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第3回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第4回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第5回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第6回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第7回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第8回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第9回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第10回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第11回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第12回第四種 優先株式	4,175	同左		(注)5
第13回第四種 優先株式	114,999	同左		(注)1, 6
計	6,928,109.53	同左		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の転換による株式数の増減は含まれておりません。

2 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当社は、利益配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)または第一種優先株式の登録質権者(以下「第一種優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある営業年度において第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当を行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき5,250円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当社は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第一種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第一種優先株主は、以下に定めるところにより第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

当社の設立の日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

①転換価額

転換価額は947,100円とする。

②転換価額の修正

転換価額は、当社の設立の日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が947,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は③に準じて調整される。

③転換価額の調整

②第一種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

()転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

()株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

() 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

① 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記①に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記①()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記①に準じて調整される。

③ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

④ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が転換請求のために提出した第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。

⑥ 転換により発行する株式の内容

当社普通株式

⑦ 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑧ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第一種優先株式の株券が上記⑦の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉転換

① 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、1株につき3,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第一種優先株式1株につき3,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

② 普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第一種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3 第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当社は、利益配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録質権者(以下「第二種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある営業年度において第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき14,250円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第二種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第二種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第二種優先株主は、以下に定めるところにより第二種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。当初転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該価額が947,100円を下回る場合には、当初転換価額は947,100円とする(ただし、下記②により調整される)。

②転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が947,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は③に準じて調整される。

④転換価額の調整

- ②第二種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- ()株式分割により普通株式を発行する場合
株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- ①合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記④に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ③転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記④()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記④に準じて調整される。
- ④転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ⑤転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

⑤転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が転換請求のために提出した第二種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。

⑥転換により発行する株式の内容

当社普通株式

⑦転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑧転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二種優先株式の株券が上記⑦の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉転換

① 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第二種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、1株につき3,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式1株につき3,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

② 普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第二種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

4 第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録質権者(以下「第三種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円の利益配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき6,850円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当社の残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

(b) 第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第三種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当社は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第三種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第三種優先株主は、以下に定めるところにより第三種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

当社設立の日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

① 転換価額

転換価額は、349,600円とする。

⑨ 転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が249,700円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記⑩により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

⑩ 転換価額の調整

① 第三種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 株式分割により普通株式を発行する場合
株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の転換価額または新株予約権の行使に際しての払込金額がその払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。
- ① ただし、上記⑨に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換価額を調整すべき事由が発生した場合には、上記⑨により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。
- ② 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ③ 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記⑨()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ④ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ⑤ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

⑧ 転換価額調整式で使用する 1 株当りの払込金額とは、上記④() には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記⑤() には 0 円、上記⑥() には当該転換価額または新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。

⑨ 下限転換価額の調整

上記⑧により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記⑧⑨により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、上記⑧⑨に定める場合には、調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。

⑩ 転換により発行すべき普通株式数

第三種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が転換請求のために提出した第三種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって 1 株未満の端数が生じたときは、1 株の100分の 1 の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1 株の100分の 1 に満たない部分はこれを切り上げる。

⑪ 転換により発行する株式の内容

当社普通株式

⑫ 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 4 号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑬ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第三種優先株式の株券が上記⑫の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉転換

⑭ 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第三種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、1 株につき1,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式 1 株につき1,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

⑮ 普通株式数の算出に当たって 1 株の100分の 1 に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第三種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が 4 月 1 日から 9 月30日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月31日までになされたときは10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

5 第 1 回第四種優先株式、第 2 回第四種優先株式、第 3 回第四種優先株式、第 4 回第四種優先株式、第 5 回第四種優先株式、第 6 回第四種優先株式、第 7 回第四種優先株式、第 8 回第四種優先株式、第 9 回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第 1 回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「第 1 -12回第四種優先株式」という。)の主な内容は次のとおりであります。

(イ) 優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第 1 -12回第四種優先株式を有する株主(以下「第 1 -12回第四種優先株主」という)または第 1 -12回第四種優先株式の登録質権者(以下「第 1 -12回第四種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 1 -12回第四種優先株式 1 株につき135,000円(ただし、平成15年 3 月31日に終了する営業年度に係る優先配当金については、19,500円とする。)の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

- (b) ある営業年度において第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。
- (ロ) 優先中間配当金
 当社は、中間配当を行うときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。
- (ハ) 残余財産の分配
 (a) 当社の残余財産を分配するときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
 (b) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
- (ニ) 消却
 当社は、いつでも第1-12回第四種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (ホ) 議決権
 第1-12回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。
- (ヘ) 株式の併合または分割、新株引受権等
 (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第1-12回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 (b) 当社は、第1-12回第四種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。
- (ト) 普通株式への転換
 第1-12回第四種優先株主は、以下に定めるところにより第1-12回第四種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。
 転換請求期間
 平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。
 転換の条件
 ① 転換価額
 転換価額は、322,300円とする。
 ② 転換価額の修正
 第1-12回第四種優先株主が当社に対し第1-12回第四種優先株式の転換を請求した日(以下、「修正日」という。)において、転換価額は、()修正日の前日において有効な転換価額、または、()修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。)のいずれか小さい金額に修正される(以下、「修正後転換価額」という。)。ただし、修正後転換価額が106,300円(ただし、下記③により調整される。)(以下、「下限転換価額」という。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は③に準じて調整される。なお、修正後転換価額は、修正日に転換請求がなされた当該各回第1-12回第四種優先株式についてのみ適用される。
 ③ 転換価額の調整
 ④ 第1-12回第四種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記に定める各々該当する算式(以下、「転換価額調整式」といい、転換価額調整式により調整された転換価額を、以下、「調整後転換価額」という。)により調整される。

() 下記()乃至()に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記()に定義される。)} \times \text{普通株式1株当りの払込金額(転換証券の転換または新株予約権の行使に当り交付された対価を含む。)}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記()に定義される。)} \times \text{普通株式1株当りの払込金額(転換証券の転換または新株予約権の行使に当り交付された対価を含む。)}} \times \text{時価}$$

() 下記()に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記()に定義される。)} \text{または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(下記()に定義される)} \text{における適正市場価格} (*)}{\text{時価}}$$

(*) かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下、「取締役会」という。)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

() 下記()に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記()に従って、買受け、償還もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記()において、買受け、償還または取得される普通株式数(または、転換証券もしくは新株予約権の場合は、それらの転換もしくは行使により発行もしくは処分される普通株式数})}}$$

なお、上記転換価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数 - (下記()に従って、買受け、償還もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

() 当社が、転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。)

転換価額は、上記(1)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

() 株式分割により普通株式を発行する場合

転換価額は、上記(1)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

() 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券

(当該第1-12回第四種優先株式と同時に発行される他の第1-12回第四種優先株式を除く。以下、「転換証券」という。)または普通株式を行使により取得することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む。)(以下「新株予約権」という。)を発行する場合

転換価額は、上記()に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または

新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換証券または新株予約権についての1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換証券または新株予約権についての1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とするが、転換証券または新株予約権は、1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする。)により、かかる転換により発行もしくは処分される最大数の普通株式に転換されまたはそれらが行使により発行もしくは処分されたものとみなされる。その後、かかる転換証券の転換もしくは新株予約権の行使により発行もしくは処分される最大の普通株式数または転換価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない。)が生じた場合には、調整後転換価額は、第1-12回第四種優先株式の転換の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(但し、調整後転換価額が、これらの転換証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本()に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後転換価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後転換価額の増加を行うことができないものとする。)が、かかる転換証券の転換または新株予約権の行使により、実際に普通株式が発行されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換証券に係る転換権または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後転換価額は、第1-12回第四種優先株式の転換の直前において、かかる転換証券の転換または新株予約権の行使により実際に発行された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

第1-12回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換証券および新株予約権は、第1-12回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

() 当社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の現金配当を除く。)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される転換価額は、上記()に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、転換価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当または分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた日(以下、「基準日」という。)の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当社がある会計年度(以下に定義する。)に関して決定した配当に基づく配当利回り(以下に定義する。)が、5%に直前の3会計年度に関して決定した配当に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「会計年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように会計年度を変更した場合、会計年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

$$\frac{\text{当社が決定した普通株式1株当りの配当金}}{\text{対象となる会計年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く。)の終値の平均値}} \times 100\%$$

() 当社が、普通株式の買受け、償還もしくはその他の事由による取得を、かかる取得日(以下、「取得日」という。)における普通株式1株当りの時価を上回る1株当りの価額をもって行う場合(当社が商法の規定に従い市場においてする取引の方法により普通株式を買受ける場合及び商法の規定に従い端株買取請求権の行使に関連して普通株式を買受ける場合を除く。)、または、普通株式に転換もしくは普通株式を取得できるその他の証券の買受け、償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株当りの時価を上回る普通株式1株当りの対価をもって行う場合

かかる取得の際において適用される転換価額は、上記()に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を買受け、償還またはその他の事由により取得するたびごとに、転換価額の調整は行われるのものとし、取得日の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

- ①株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少、普通株式の併合その他上記④に該当しない希薄化事由により転換価額の調整を必要とする場合には、上記④に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- ③転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記④()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記④に準じて調整される。
- ④転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ⑤転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)とする。
- ⑥転換価額調整式で使用する「普通株式1株当りの払込金額」は、それぞれ、上記④()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記④()の場合には0円、上記④()の場合には普通株式1株当りの当該転換価額または普通株式1株当りの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- ⑧本④(上記③を除く。)において「普通株式」とは、普通株式、および()配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ()償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- ⑨上記④により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記④⑥により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限転換価額の調整は、上記④⑥に基づく転換価額の調整と同時に有効になるものとする。

⑩転換により発行すべき普通株式数

転換により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1-12回第四種優先株主が転換請求のために提出した第1-12回第四種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

第1-12回第四種優先株式の転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない端数は、これを切り捨てる。

なお、本⑩に従う限り、いかなる数の第1-12回第四種優先株式を有していたとしても、その第1-12回第四種優先株主1人が行う1回の転換により、普通株式1株に満たない部分は1つより多くは生じない。

⑪転換により発行する株式の内容

当社普通株式

⑫転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑦ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第1-12回第四種優先株式の株券が上記④の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉転換

① 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第1-12回第四種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、第1-12回第四種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、各第1-12回第四種優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

② 普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第1-12回第四種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(チ) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに第1-12回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

(リ) 保有期間その他第1-12回第四種優先株式の保有に関する事項についての当社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下、「第1-12回第四種優先株式引受契約書」という。)において、当社により割り当てられ保有する第1-12回第四種優先株式につき、以下の制限に従うことを約している。

(a) 第1-12回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わない。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、第1-12回第四種優先株式引受契約書に従い、第1-12回第四種優先株式を譲渡した場合には、第1-12回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該第1-12回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される。)

(b) 発行後2年間は、一定の場合を除き、第1-12回第四種優先株式の当社普通株式への転換請求を行わない。

(c) 第1-12回第四種優先株式の転換により発行された当社普通株式の譲渡その他の処分は、払込期日後2年目の応当日の前日までは一定の場合を除きこれを行わず、払込期日後2年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総転換株式数の3分の1の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当社普通株式につきこれを行わず、払込期日後3年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総転換株式数の3分の2の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当社普通株式につきこれを行わない。

総転換株式数とは、それまでに転換により発行された当社普通株式の数と、残存している第1-12回第四種優先株式の全てがその時点において適用のある転換価額で転換された場合に発行されるであろう当社普通株式の数の合計をいう。

6 第13回第四種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ) 優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第13回第四種優先株式を有する株主(以下「第13回第四種優先株主」という)または第13回第四種優先株式の登録質権者(以下「第13回第四種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき67,500円(ただし、平成15年3月31日に終了する営業年度に係る優先配当金については、3,750円とする。)の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき33,750円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第13回第四種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第13回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第13回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第13回第四種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第13回第四種優先株主は、以下に定めるところにより第13回第四種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成15年4月14日から平成17年7月12日まで

転換の条件

①転換価額

転換価額は、312,000円とする。

②転換価額の修正

平成17年7月11日(以下、「修正日」という。)において、転換価額は、()修正日の前日において有効な転換価額、または、()修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の売買高加重平均価格(以下に定義される。)の平均値(売買高加重平均価格のない日数を除く。)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。)のいずれか小さい金額に修正される(以下、「修正後転換価額」という。)。ただし、修正後転換価額が156,000円(ただし、下記③により調整される。)(以下、「下限転換価額」という。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。ここに、売買高加重平均価格とは、東京証券取引所が、関連する取引日における普通株式の普通取引の売買高総額を当該取引日における普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、Bloomberg L.P.が当該取引日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する8316 JT Equity AQRの画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下、「参照画面」という。)に表示された価格(当該取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))をいう。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は下記③に準じて調整される。

③転換価額の調整

①第13回第四種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下、「転換価額調整式」といい、転換価額調整式により調整された転換価額を、以下、「調整後転換価額」という。)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記()に定義される。)} \text{もしくは新株予約権(下記()に定義される。)} \text{に関する計算の場合は、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記()に定義される。)} \text{もしくは新株予約権(下記()に定義される。)} \text{に関する計算の場合は、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数}} \right)}{\text{時価}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

- () 当社が、転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。)
 転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 株式分割により普通株式を発行する場合
 転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。
 ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入れを決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券(以下、「転換証券」という。)または普通株式を行使により取得することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む。)(以下「新株予約権」という。)を発行する場合
 転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、当該転換証券の転換または当該新株予約権の行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行普通株式数に算入される。
- ① 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少、普通株式の併合その他上記④に該当しない希薄化事由により転換価額の調整を必要とする場合には、上記④に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- ② 転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記④()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記④に準じて調整される。
- ③ 転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

㊦ 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)とする。

㊧ 転換価額調整式で使用する「普通株式1株当りの払込金額」は、それぞれ、上記㊦()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記㊦()の場合には0円、上記㊦()の場合には普通株式1株当りの当該転換価額または普通株式1株当りの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。

㊨ 上記㊦により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記㊦㊧により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限転換価額の調整は、上記㊦㊧に基づく転換価額の調整と同時に有効になるものとする。

㊩ 転換により発行すべき普通株式数

第13回第四種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第13回第四種優先株主が転換請求のために提出した第13回第四種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

第13回優先株式の転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない端数は、これを切り捨てる。

㊪ 転換により発行する株式の内容

当社普通株式

㊫ 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

㊬ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第13回第四種優先株式の株券が上記㊫の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉転換

㊭ 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第13回第四種優先株式は、転換請求期間の末日の翌日(以下、「一斉転換日」という。)をもって、第13回第四種優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第13回第四種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

㊮ かかる普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第13回第四種優先株式の転換により発行された普通株式および普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(チ)発行の方法

エスエムエフジー・ファイナンス(ケイマン)リミテッド(SMFG Finance (Cayman) Limited)(以下、「取得者」という。)に第13回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。なお、第13回第四種優先株式は、取得者がアメリカ合衆国および欧州を中心とする海外市場(ケイマン諸島を除く。)の投資家のために購入し、取得者自らが発行する優先株式としてリパッケージしたうえ、アメリカ合衆国においては連邦証券法規則Rule 144Aに基づく私募により、アメリカ合衆国以外の海外市場においては同法Regulation Sに基づく公募により販売される。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧株式会社三井住友銀行が、平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議に基づいて商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行しておりましたが、平成14年8月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を従来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において、承認可決されました。

なお、当社が承継した新株予約権の内容は次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,620	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,620	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 673,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 673,000 資本組入額 337,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。

2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年4月1日～ 平成15年9月30日 (注)1	8.61	6,928,109.53		1,247,650,000		1,747,266,508
平成15年8月8日 (注)2		6,928,109.53		1,247,650,000	499,503,848	1,247,762,659

(注) 1 優先株式の普通株式への転換により、発行済株式総数が増加しましたが、これに伴う資本金及び資本準備金の増減はありません。

2 商法289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	427,172	7.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	272,808	4.70
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	171,543	2.95
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	130,656	2.25
松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	103,570	1.78
UFJ信託銀行株式会社 (信託勘定A口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号	95,438	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・住友生命保険相互会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	58,000	1.00
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	53,753	0.92
三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号	49,608	0.85
バンク オブ ニューヨーク フォー ゴールドマン サックス インターナショナル(エクイテイ)(常任代理人 株式会社東京三菱銀行カストディ業務部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB. UNITED KINGDOM (東京都中央区丸の内二丁目7番1号)	48,886	0.84
計		1,411,436	24.35

第一種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	67,000	100.00
計		67,000	100.00

第二種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000	100.00
計		100,000	100.00

第三種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	800,000	100.00
計		800,000	100.00

第1回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第2回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第3回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第4回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第5回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第6回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第7回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第8回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第9回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第10回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第11回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第12回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004 USA (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第13回第四種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジェイピーモルガン・チェース・バンク・ロンドン(エスエムエフジー・ファイナンス(ケイマン)リミテッド代理人)(常任代理人 株式会社三井住友銀行 事務管理部)	TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET, LONDON, E1W 1YT, ENGLAND (東京都中央区日本橋小伝馬町13番6号 友泉大伝馬町ビル)	114,999	100.00
計		114,999	100.00

(注) 1 フィデリティ投信株式会社から平成15年10月14日付で大量保有報告書の提出があり、平成15年9月30日現在で以下の普通株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都中央区新川一丁目8番8号	298,948	5.16

2 第1-12回第四種優先株式は、平成15年9月11日におけるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクからジーエスエスエム ホールディングコーポレーション(ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全子会社)への株式売買により前事業年度末では主要株主であったザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは主要株主ではなくなり、ジーエスエスエム ホールディングコーポレーションが新たに主要株主になりました。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成15年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式1,132,099		(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,318 (相互保有株式) 普通株式 64,222		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式5,699,160	5,699,160	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
端株	普通株式31,310.53		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1,2
発行済株式総数	6,928,109.53		
総株主の議決権		5,699,160	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「端株」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,091株(議決権3,091個)及び0.80株含まれております。

2 「端株」の欄には、当社所有の自己株式0.14株及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

相互保有株式の所有者の氏名又は名称	端株数(株)
三井住友銀リース株式会社	0.38
三井住友カード株式会社	0.27
株式会社三井住友銀行	0.98
SMBCコンサルティング株式会社	0.53
株式会社関西銀行	0.17
SMBC抵当証券株式会社	0.41
SMBCフレンド証券株式会社	0.20

【自己株式等】

(平成15年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	東京都千代田区有 楽町一丁目1番2 号	1,318		1,318	0.02
三井住友銀リース 株式会社	東京都港区西新橋 三丁目9番4号	22,016		22,016	0.37
三井住友カード株 式会社	大阪府中央区今橋 四丁目5番15号	20,214		20,214	0.34
大和証券エスエム ピーシー株式会社	東京都中央区八重 洲一丁目3番5号	11,455		11,455	0.19
株式会社三井住友 銀行	東京都千代田区有 楽町一丁目1番2 号	6,113		6,113	0.10
SMBCコンサルティ ング株式会社	東京都千代田区鍛 冶町二丁目2番1 号	2,576		2,576	0.04
株式会社関西銀行	大阪府中央区心斎 橋筋二丁目7番21 号	1,114		1,114	0.01
SMBCファイナンス サービス株式会社	東京都港区新橋一 丁目8番3号	441		441	0.00
SMBC抵当証券株式 会社	東京都中央区日本 橋本町三丁目4番 10号	292		292	0.00
SMBCフレンド証券 株式会社	東京都中央区日本 橋兜町7番12号	1		1	0.00
計		65,540		65,540	1.13

(注) 1 株式会社三井住友銀行については、上記のほか、株主名簿上は同行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が2株(議決権2個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めておりません。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

(1) 普通株式

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	211,000	215,000	275,000	324,000	409,000	527,000
最低(円)	162,000	177,000	199,000	262,000	276,000	406,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

第一種優先株式

第二種優先株式

第三種優先株式

第1回第四種優先株式

第2回第四種優先株式

第3回第四種優先株式

第4回第四種優先株式

第5回第四種優先株式

第6回第四種優先株式

第7回第四種優先株式

第8回第四種優先株式

第9回第四種優先株式

第10回第四種優先株式

第11回第四種優先株式

第12回第四種優先株式

第13回第四種優先株式

以上の各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておりません。

また、いずれも店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- 3 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 4 当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、朝日監査法人の監査証明を受けております。
- 5 当半期報告書は最初に提出するものでありますので、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成15年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	8	3,898,506	3.87	3,442,523	3.29
コールローン及び買入手形		654,263	0.65	187,563	0.18
買現先勘定		90,979	0.09	109,710	0.10
債券貸借取引支払保証金		625,010	0.62	1,981,243	1.89
買入金銭債権		444,540	0.44	363,981	0.35
特定取引資産	8	3,485,349	3.46	4,495,396	4.30
金銭の信託		27,498	0.03	24,629	0.02
有価証券	1,2,8	22,451,050	22.29	24,118,520	23.06
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	59,666,363	59.24	61,082,946	58.39
外国為替	7	774,597	0.77	749,974	0.72
その他資産	8,10	3,349,993	3.33	3,219,009	3.08
動産不動産	8, 11,12	988,386	0.98	1,007,905	0.96
リース資産	12	1,006,315	1.00	996,344	0.95
繰延税金資産		1,845,975	1.83	1,956,103	1.87
再評価に係る繰延税金資産	11	723	0.00	724	0.00
連結調整勘定		12,733	0.01	30,031	0.03
支払承諾見返		3,102,644	3.08	3,084,383	2.95
貸倒引当金		1,699,431	1.69	2,243,542	2.14
資産の部合計		100,725,500	100.00	104,607,449	100.00

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成15年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	8	63,142,263	62.69	62,931,007	60.16
譲渡性預金		3,379,610	3.36	4,853,017	4.64
コールマネー及び売渡手形	8	8,019,874	7.96	8,953,084	8.56
売現先勘定	8	1,897,172	1.88	4,144,735	3.96
債券貸借取引受入担保金	8	4,624,779	4.59	4,807,245	4.59
コマーシャル・ペーパー		247,500	0.25	187,800	0.18
特定取引負債	8	2,046,766	2.03	2,851,391	2.72
借入金	8,13	2,476,833	2.46	2,580,135	2.47
外国為替		448,316	0.44	397,666	0.38
社債	14	3,779,852	3.75	3,583,754	3.43
信託勘定借		24,944	0.02	5,953	0.00
その他負債	8,10	3,551,051	3.53	2,558,956	2.45
賞与引当金		20,908	0.02	22,079	0.02
退職給付引当金		93,220	0.09	101,408	0.10
債権売却損失引当金		2,628	0.00	20,665	0.02
日本国際博覧会出展引当金		57	0.00		
特別法上の引当金		531	0.00	649	0.00
繰延税金負債		58,494	0.06	43,930	0.04
再評価に係る繰延税金負債	11	56,685	0.06	58,788	0.06
支払承諾	8	3,102,644	3.08	3,084,383	2.95
負債の部合計		96,974,137	96.27	101,186,654	96.73
(少数株主持分)					
少数株主持分		1,005,886	1.00	996,720	0.95
(資本の部)					
資本金		1,247,650	1.24	1,247,650	1.19
資本剰余金		854,798	0.85	856,237	0.82
利益剰余金		423,309	0.42	311,664	0.30
土地再評価差額金	11	97,914	0.10	101,440	0.09
その他有価証券評価差額金		176,225	0.17	24,197	0.02
為替換算調整勘定		41,189	0.04	53,515	0.05
自己株式		13,231	0.01	15,204	0.01
資本の部合計		2,745,476	2.73	2,424,074	2.32
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		100,725,500	100.00	104,607,449	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,760,835	100.00	3,506,386	100.00
資金運用収益		826,407		1,816,908	
(うち貸出金利息)		(585,813)		(1,262,092)	
(うち有価証券利息配当金)		(138,520)		(268,261)	
信託報酬		84		7	
役務取引等収益		237,159		424,238	
特定取引収益		163,904		206,496	
その他業務収益		459,685		946,957	
その他経常収益	1	73,594		111,776	
経常費用		1,595,326	90.60	4,022,136	114.71
資金調達費用		163,169		417,404	
(うち預金利息)		(56,717)		(152,373)	
役務取引等費用		41,969		71,338	
特定取引費用				725	
その他業務費用		432,980		721,134	
営業経費	2	448,094		889,237	
その他経常費用	3	509,112		1,922,296	
経常利益(は経常損失)		165,508	9.40	515,749	14.71
特別利益	4	41,421	2.35	11,906	0.34
特別損失	5	20,050	1.14	87,071	2.48
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前当期純損失)		186,880	10.61	590,914	16.85
法人税、住民税及び事業税		22,436	1.27	66,068	1.88
法人税等調整額		5,137	0.29	225,190	6.42
少数株主利益		26,087	1.48	33,567	0.96
中間(当期)純利益 (は当期純損失)		143,492	8.15	465,359	13.27

【中間連結剰余金計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		856,237	1,684,373
資本準備金期首残高			1,326,758
その他資本剰余金期首残高			357,614
資本剰余金増加高			577,465
株式移転による設立に伴う 増加高			326,746
増資による新株の発行			247,650
合併に伴う増加高			3,069
資本剰余金減少高		1,439	1,405,601
連結子会社の合併に伴う 減少高			1,405,507
自己株式処分差損		1,439	93
資本剰余金中間期末(期末)残高		854,798	856,237
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		311,664	117,743
利益剰余金増加高		147,018	696,631
中間純利益		143,492	
合併に伴う増加高			15,813
連結子会社の合併に伴う 増加高			658,443
持分法適用会社の増加に伴う 増加高			5,248
土地再評価差額金の取崩に伴う 増加高		3,525	17,125
利益剰余金減少高		35,373	502,710
当期純損失			465,359
配当金		33,306	37,349
連結子会社の合併に伴う 減少高		2,066	
連結子会社の減少に伴う 減少高			2
利益剰余金中間期末(期末)残高		423,309	311,664

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー			
税金等調整前 中間(当期)純利益 (は税金等調整前 当期純損失)		186,880	590,914
動産不動産等減価償却費		41,894	89,414
リース資産減価償却費		167,285	312,562
連結調整勘定償却額		4,191	10,171
持分法による投資損益()		8,044	5,718
貸倒引当金の増加額		550,977	82,688
債権売却損失引当金の増加額		18,036	65,706
賞与引当金の増加額		1,134	140
退職給付引当金の増加額		7,969	47,563
日本国際博覧会出展引当金の 増加額		57	
資金運用収益		826,407	1,816,908
資金調達費用		163,169	417,404
有価証券関係損益()		40,431	471,528
金銭の信託の運用損益()		1,007	4,003
為替差損益()		221,477	170,155
動産不動産処分損益()		7,985	33,301
リース資産処分損益()		49	1,505
特定取引資産の純増()減		1,003,098	1,253,569
特定取引負債の純増減()		802,432	569,881
貸出金の純増()減		1,985,803	2,472,161
預金の純増減()		428,206	2,024,876
譲渡性預金の純増減()		1,479,196	1,806,894
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		51,542	261,965
有利利息預け金の純増()減		432,383	2,947,705
コールローン等の純増()減		508,664	1,280,173

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増()減		1,356,233	1,039,276
コールマネー等の純増減()		3,181,690	902,660
コマーシャル・ペーパーの 純増減()		59,700	979,700
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		182,466	1,632,445
外国為替(資産)の純増()減		24,440	42,144
外国為替(負債)の純増減()		50,442	99,013
普通社債の発行・償還による 純増減()		8,655	457,319
信託勘定借の純増減()		18,990	5,953
資金運用による収入		856,081	1,956,975
資金調達による支出		174,330	464,798
その他		809,744	100,004
小計		1,759,666	5,579,686
法人税等の支払額		5,817	136,485
営業活動による キャッシュ・フロー		1,753,848	5,443,200
投資活動による キャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		23,707,428	49,938,065
有価証券の売却による収入		15,807,610	37,711,992
有価証券の償還による収入		9,806,287	7,907,363
金銭の信託の増加による支出		21,111	14,622
金銭の信託の減少による収入		17,268	23,624
動産不動産の取得による支出		22,248	69,884
動産不動産の売却による収入		17,330	73,677
リース資産の取得による支出		192,936	336,512
リース資産の売却による収入		15,526	33,900
連結範囲の変更を伴う子会社 株式の取得による支出	2	8,999	15,444
連結範囲の変更を伴う子会社 株式の売却による収入			53
投資活動による キャッシュ・フロー		1,711,298	4,623,917

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		34,500	165,000
劣後特約付借入金の返済 による支出		95,500	286,500
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の発行による収入		238,362	223,950
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の償還による支出		42,962	565,522
株式等の発行による収入			495,300
配当金支払額		33,330	37,348
少数株主からの払込み による収入			220
少数株主への配当金支払額		24,388	39,621
自己株式の取得による支出		152	7,875
自己株式の売却による収入		936	8,479
財務活動による キャッシュ・フロー		77,465	43,919
現金及び現金同等物 に係る換算差額		1,763	2,629
現金及び現金同等物 の増加額		33,151	772,734
現金及び現金同等物 の期首残高		2,900,991	2,128,742
連結子会社の合併に伴う現金 及び現金同等物の増加額			0
連結除外に伴う現金及び 現金同等物の減少額		0	486
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	2,934,143	2,900,991

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 169社 主要な会社名 株式会社三井住友銀行 株式会社みなと銀行 株式会社関西銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited Manufacturers Bank 三井住友銀リース株式会社 三井住友カード株式会社 SMBCキャピタル株式会社 SMBCファイナンスサービス株式会社 SMBCフレンド証券株式会社 株式会社日本総合研究所 SMBC Capital Markets, Inc.</p> <p>なお、株式会社関西さわやか銀行他2社は株式取得により、SMBC Leasing Investment L.L.C.他4社は新規設立により、当中間連結会計期間から連結子会社としております。</p> <p>さくらフレンド証券株式会社、株式会社三井ファイナンスサービス、さくらファイナンスサービス株式会社他2社は合併により、Sakura Global Capital Asia Limited は清算により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外しております。また、エムピーシーエル・ケフェウス有限会社他2社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.</p> <p>子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他104社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 連結子会社 170社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.</p> <p>子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他98社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																				
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 4社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 44社 主要な会社名 大和証券エスエムビーシー 株式会社 大和住銀投信投資顧問株式会社 三井住友アセットマネジメント 株式会社 株式会社クオーク なお、北海道マザーランド・キャピタル株式会社他1社は新規設立等により、当中間連結会計期間から持分法適用の関連会社としておりません。</p> <p>また、Daiwa Europe (Deutschland) GmbH は清算により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他104社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社、関連会社の間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 4社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 43社 主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他98社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社、関連会社の間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>																				
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>3月末日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>65社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>96社</td></tr> </table>	3月末日	5社	4月末日	1社	6月末日	65社	7月末日	2社	9月末日	96社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>9月末日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>62社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>100社</td></tr> </table>	9月末日	5社	10月末日	1社	12月末日	62社	1月末日	2社	3月末日	100社
3月末日	5社																					
4月末日	1社																					
6月末日	65社																					
7月末日	2社																					
9月末日	96社																					
9月末日	5社																					
10月末日	1社																					
12月末日	62社																					
1月末日	2社																					
3月末日	100社																					

	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(2) 3月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在、4月末日を中間決算日とする連結子会社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 9月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、平成15年2月に設立された12月末日を決算日とする海外連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4 資本連結手続に関する事項		<p>当社は、平成14年12月2日に旧株式会社三井住友銀行により、同行の単独完全親会社として、株式移転制度を利用して設立されました。</p> <p>本件に関する資本連結手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」(日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号)に準拠し、企業集団の経済的実態には変化がないものとして持分プーリング法に準じた処理を行っております。</p>
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当連結会計年度における評価損益の増減額を、派生商品については当連結会計年度におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>
	<p>なお、連結子会社である三井住友銀行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上していましたが、当中間連結会計期間より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」が83,790百万円減少し、「特定取引資産」及び「特定取引負債」がそれぞれ47,405百万円及び131,196百万円増加しております。</p>	
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p> <p>なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産及びリース資産 当社及び連結子会社である三井住友銀行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 2em;">建物 7年～50年 動産 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産及びリース資産 当社及び連結子会社である三井住友銀行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 2em;">建物 7年～50年 動産 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
	<p>産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、連結子会社である三井住友銀行においては今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、当該債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された、与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、連結子会社である三井住友銀行においては「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(日本公認会計士協会平成15年2月24日)等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署が</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
	<p>その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,693,302百万円であります。</p>	<p>ら独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,324,459百万円であります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。</p> <p>一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けておりますが、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 同左
	(9) 日本国際博覧会出展引当金の計上基準 2005年に愛知県において開催される「2005年日本国際博覧会」(愛知万博)への出展費用に関し、日本国際博覧会出展引当金を計上しております。 なお、この引当金は租税特別措置法第57条の2の準備金を含んでおります。	
	(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金513百万円であり、次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 証券取引責任準備金 国内連結子会社は、証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金631百万円であり、次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 同左 証券取引責任準備金 同左
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。 この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ2,846百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上してお	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
	<p>りましたが、当中間連結会計期間より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ737,724百万円増加しております。</p> <p>また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額を将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(13) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>リース取引のリース料収入の計上方法</p> <p>主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。</p> <p>割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法</p> <p>主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。</p>	<p>(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>リース取引のリース料収入の計上方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法 ・金利リスク・ヘッジ</p> <p>連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>前連結会計年度は、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」について、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、同報告の本則規定を適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間毎にグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>会計処理については、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用していましたが、当中間連結会計期間における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「その他資産」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ21,462百万円及び13,521百万円減少し、「繰延税金資産」が8,507百万円増加しております。</p> <p>また、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、上記の変更に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、当中間連結会計期間から最長12年間にわた</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>連結子会社である三井住友銀行はヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であり、ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。</p> <p>また、その他の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められた処理を行っております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p> って資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は422,999百万円、繰延ヘッジ利益の総額は410,931百万円であります。 </p> <p> ・為替変動リスク・ヘッジ 連結子会社である三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づく繰延ヘッジを適用しております。 </p> <p> これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 </p> <p> また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 </p> <p> ・連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力パー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 </p> <p> なお、その他の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められた処理を行っております。 </p>	

	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(15) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14) 消費税等の会計処理 同左
	(16) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社及び国内連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。

追加情報

<p>当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
	<p>外形標準課税に係る事業税</p> <p>東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)(以下、「都条例」という。)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。</p> <p>このように株式会社三井住友銀行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々連結会計年度が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前連結会計年度が株式会社三井住友銀行が第1期に計上した金額が19,862百万円、当連結会計年度が18,269百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。</p>

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
	<p>また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例第131号)(以下、「府条例」という。)が施行されたことに伴い、従来所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年4月4日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年5月30日大阪府条例第77号)(以下、「平成14年改正府条例」という。)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年3月25日大阪府条例第14号)(以下、「平成15年改正府条例」という。)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、株式会社三井住友銀行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものとして認めたとということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

<p>当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)</p>	<p>前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)</p>
<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式200,137百万円及び出資金1,614百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に6,002百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に119百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は654,394百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは136,090百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は179,497百万円、延滞債権額は2,287,238百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、38,941百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は101,630百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,853,890百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,422,255百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、38,941百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式194,837百万円及び出資金1,479百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に140百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,084,632百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは99,624百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は201,392百万円、延滞債権額は2,710,164百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は130,353百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,728,791百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,770,700百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)																																																								
<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は966,761百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金預け金</td><td style="text-align: right;">124,638百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td style="text-align: right;">570,857百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td style="text-align: right;">9,794,664百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td style="text-align: right;">3,760,959百万円</td></tr> <tr><td>その他資産(延払資産等)</td><td style="text-align: right;">1,180百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td style="text-align: right;">529百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>預金</td><td style="text-align: right;">14,910百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td style="text-align: right;">7,054,900百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td style="text-align: right;">1,857,026百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td style="text-align: right;">4,355,513百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td style="text-align: right;">144,062百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td style="text-align: right;">4,216百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td style="text-align: right;">10,979百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td style="text-align: right;">149,297百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金44,798百万円、特定取引資産4,204百万円、有価証券3,966,901百万円及び貸出金968,383百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は118,028百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は7,036百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,801,082百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,261,498百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えないものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,735,996百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,609,388百万円であります。</p>	現金預け金	124,638百万円	特定取引資産	570,857百万円	有価証券	9,794,664百万円	貸出金	3,760,959百万円	その他資産(延払資産等)	1,180百万円	動産不動産	529百万円	預金	14,910百万円	コールマネー及び売渡手形	7,054,900百万円	売現先勘定	1,857,026百万円	債券貸借取引受入担保金	4,355,513百万円	特定取引負債	144,062百万円	借入金	4,216百万円	その他負債	10,979百万円	支払承諾	149,297百万円	<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,078,333百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金預け金</td><td style="text-align: right;">75,268百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td style="text-align: right;">990,965百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td style="text-align: right;">11,458,018百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td style="text-align: right;">4,738,320百万円</td></tr> <tr><td>その他資産(延払資産等)</td><td style="text-align: right;">1,140百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td style="text-align: right;">535百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>預金</td><td style="text-align: right;">21,038百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td style="text-align: right;">7,952,599百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td style="text-align: right;">4,107,615百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td style="text-align: right;">4,189,794百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td style="text-align: right;">136,975百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td style="text-align: right;">2,885百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td style="text-align: right;">18,548百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td style="text-align: right;">41,108百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,370百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,624,346百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は121,725百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,814百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,475,362百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが28,769,561百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えないものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は952,712百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,095,321百万円あります。</p>	現金預け金	75,268百万円	特定取引資産	990,965百万円	有価証券	11,458,018百万円	貸出金	4,738,320百万円	その他資産(延払資産等)	1,140百万円	動産不動産	535百万円	預金	21,038百万円	コールマネー及び売渡手形	7,952,599百万円	売現先勘定	4,107,615百万円	債券貸借取引受入担保金	4,189,794百万円	特定取引負債	136,975百万円	借入金	2,885百万円	その他負債	18,548百万円	支払承諾	41,108百万円
現金預け金	124,638百万円																																																								
特定取引資産	570,857百万円																																																								
有価証券	9,794,664百万円																																																								
貸出金	3,760,959百万円																																																								
その他資産(延払資産等)	1,180百万円																																																								
動産不動産	529百万円																																																								
預金	14,910百万円																																																								
コールマネー及び売渡手形	7,054,900百万円																																																								
売現先勘定	1,857,026百万円																																																								
債券貸借取引受入担保金	4,355,513百万円																																																								
特定取引負債	144,062百万円																																																								
借入金	4,216百万円																																																								
その他負債	10,979百万円																																																								
支払承諾	149,297百万円																																																								
現金預け金	75,268百万円																																																								
特定取引資産	990,965百万円																																																								
有価証券	11,458,018百万円																																																								
貸出金	4,738,320百万円																																																								
その他資産(延払資産等)	1,140百万円																																																								
動産不動産	535百万円																																																								
預金	21,038百万円																																																								
コールマネー及び売渡手形	7,952,599百万円																																																								
売現先勘定	4,107,615百万円																																																								
債券貸借取引受入担保金	4,189,794百万円																																																								
特定取引負債	136,975百万円																																																								
借入金	2,885百万円																																																								
その他負債	18,548百万円																																																								
支払承諾	41,108百万円																																																								

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)</p>
<p>11 連結子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>また、その他の一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 その他の一部の連結子会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>その他の一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>12 動産不動産の減価償却累計額は604,089百万円、リース資産の減価償却累計額は1,508,565百万円です。</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金811,510百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債1,583,839百万円が含まれております。</p>	<p>11 連結子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>また、その他の一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 その他の一部の連結子会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>その他の一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>12 動産不動産の減価償却累計額は630,121百万円、リース資産の減価償却累計額は1,490,721百万円です。</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金877,609百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債1,403,028百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

<p>当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
<p>1 その他経常収益には、株式等売却益56,039百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却388,924百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立による還付税金38,236百万円及び還付加算金2,097百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額11,021百万円、店舗の統廃合等に伴う動産不動産処分損8,408百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益54,004百万円を含んでおります。</p> <p>2 営業経費には、研究開発費780百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却364,605百万円、株式等償却507,624百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、厚生年金基金代行部分返上益4,413百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額23,158百万円、ソフトウェアの除却損15,014百万円を含んでおります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																				
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円)</p> <p>平成15年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,898,506</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">964,363</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,934,143</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,898,506	有利息預け金	964,363	現金及び現金同等物	2,934,143	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円)</p> <p>平成15年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,442,523</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">541,532</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,900,991</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,442,523	有利息預け金	541,532	現金及び現金同等物	2,900,991																								
現金預け金勘定	3,898,506																																				
有利息預け金	964,363																																				
現金及び現金同等物	2,934,143																																				
現金預け金勘定	3,442,523																																				
有利息預け金	541,532																																				
現金及び現金同等物	2,900,991																																				
<p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに株式会社関西さわやか銀行他2社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(金額単位 百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資産</td> <td style="text-align: right;">800,118</td> </tr> <tr> <td>(うち貸出金)</td> <td style="text-align: right;">593,042</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">724,759</td> </tr> <tr> <td>(うち預金)</td> <td style="text-align: right;">682,774</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">23,450</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定</td> <td style="text-align: right;">13,136</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">上記3社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38,773</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">上記3社現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,773</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：上記3社取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,999</td> </tr> </table>	資産	800,118	(うち貸出金)	593,042	負債	724,759	(うち預金)	682,774	少数株主持分	23,450	連結調整勘定	13,136	上記3社株式の取得価額	38,773	上記3社現金及び現金同等物	29,773	差引：上記3社取得のための支出	8,999	<p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに明光ナショナル証券株式会社、三井オートリース株式会社他3社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(金額単位 百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資産</td> <td style="text-align: right;">191,318</td> </tr> <tr> <td>(うちリース資産)</td> <td style="text-align: right;">82,346</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">150,698</td> </tr> <tr> <td>(うち借入金)</td> <td style="text-align: right;">96,817</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">26,881</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定</td> <td style="text-align: right;">5,013</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">上記5社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,751</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">上記5社現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,306</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：上記5社取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,444</td> </tr> </table>	資産	191,318	(うちリース資産)	82,346	負債	150,698	(うち借入金)	96,817	少数株主持分	26,881	連結調整勘定	5,013	上記5社株式の取得価額	18,751	上記5社現金及び現金同等物	3,306	差引：上記5社取得のための支出	15,444
資産	800,118																																				
(うち貸出金)	593,042																																				
負債	724,759																																				
(うち預金)	682,774																																				
少数株主持分	23,450																																				
連結調整勘定	13,136																																				
上記3社株式の取得価額	38,773																																				
上記3社現金及び現金同等物	29,773																																				
差引：上記3社取得のための支出	8,999																																				
資産	191,318																																				
(うちリース資産)	82,346																																				
負債	150,698																																				
(うち借入金)	96,817																																				
少数株主持分	26,881																																				
連結調整勘定	5,013																																				
上記5社株式の取得価額	18,751																																				
上記5社現金及び現金同等物	3,306																																				
差引：上記5社取得のための支出	15,444																																				

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">10,937百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">213百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">11,150百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">動産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">5,977百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">116百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">6,094百万円</td> </tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">動産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">4,959百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">97百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">5,056百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1年内</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,876百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1年超</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">3,316百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">5,193百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">支払リース料</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,152百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却費相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,082百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支払利息相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">76百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	10,937百万円	その他	213百万円	合計	11,150百万円	動産		動産	5,977百万円	その他	116百万円	合計	6,094百万円	動産		動産	4,959百万円	その他	97百万円	合計	5,056百万円	1年内		1年内	1,876百万円	1年超		1年超	3,316百万円	合計	5,193百万円	支払リース料		支払リース料	1,152百万円	減価償却費相当額		減価償却費相当額	1,082百万円	支払利息相当額		支払利息相当額	76百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">17,591百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">253百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">17,844百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">動産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">7,078百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">146百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">7,225百万円</td> </tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">動産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">10,512百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">106百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">10,618百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1年内</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,020百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1年超</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">7,328百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">10,348百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">支払リース料</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">3,738百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却費相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">3,440百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支払利息相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">279百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	17,591百万円	その他	253百万円	合計	17,844百万円	動産		動産	7,078百万円	その他	146百万円	合計	7,225百万円	動産		動産	10,512百万円	その他	106百万円	合計	10,618百万円	1年内		1年内	3,020百万円	1年超		1年超	7,328百万円	合計	10,348百万円	支払リース料		支払リース料	3,738百万円	減価償却費相当額		減価償却費相当額	3,440百万円	支払利息相当額		支払利息相当額	279百万円
取得価額相当額																																																																																													
動産	10,937百万円																																																																																												
その他	213百万円																																																																																												
合計	11,150百万円																																																																																												
動産																																																																																													
動産	5,977百万円																																																																																												
その他	116百万円																																																																																												
合計	6,094百万円																																																																																												
動産																																																																																													
動産	4,959百万円																																																																																												
その他	97百万円																																																																																												
合計	5,056百万円																																																																																												
1年内																																																																																													
1年内	1,876百万円																																																																																												
1年超																																																																																													
1年超	3,316百万円																																																																																												
合計	5,193百万円																																																																																												
支払リース料																																																																																													
支払リース料	1,152百万円																																																																																												
減価償却費相当額																																																																																													
減価償却費相当額	1,082百万円																																																																																												
支払利息相当額																																																																																													
支払利息相当額	76百万円																																																																																												
取得価額相当額																																																																																													
動産	17,591百万円																																																																																												
その他	253百万円																																																																																												
合計	17,844百万円																																																																																												
動産																																																																																													
動産	7,078百万円																																																																																												
その他	146百万円																																																																																												
合計	7,225百万円																																																																																												
動産																																																																																													
動産	10,512百万円																																																																																												
その他	106百万円																																																																																												
合計	10,618百万円																																																																																												
1年内																																																																																													
1年内	3,020百万円																																																																																												
1年超																																																																																													
1年超	7,328百万円																																																																																												
合計	10,348百万円																																																																																												
支払リース料																																																																																													
支払リース料	3,738百万円																																																																																												
減価償却費相当額																																																																																													
減価償却費相当額	3,440百万円																																																																																												
支払利息相当額																																																																																													
支払利息相当額	279百万円																																																																																												

当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																																																																				
<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高取得価額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">1,942,876百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">548,854百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">2,491,730百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">1,203,109百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">299,931百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">1,503,041百万円</td></tr> </table> 中間連結会計期間末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">739,766百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">248,922百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">988,689百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">322,445百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">709,410百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">1,031,856百万円</td></tr> </table> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">受取リース料</td><td style="text-align: right;">205,211百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">165,475百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">受取利息相当額</td><td style="text-align: right;">34,173百万円</td></tr> </table> ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">18,679百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">98,100百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">116,780百万円</td></tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">630百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">1,497百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">2,128百万円</td></tr> </table> なお、上記1、2に記載した貸手側の未経過リース料のうち94,692百万円を借入金等の担保に提供しております。 	動産	1,942,876百万円	その他	548,854百万円	合計	2,491,730百万円	動産	1,203,109百万円	その他	299,931百万円	合計	1,503,041百万円	動産	739,766百万円	その他	248,922百万円	合計	988,689百万円	1年内	322,445百万円	1年超	709,410百万円	合計	1,031,856百万円	受取リース料	205,211百万円	減価償却費	165,475百万円	受取利息相当額	34,173百万円	1年内	18,679百万円	1年超	98,100百万円	合計	116,780百万円	1年内	630百万円	1年超	1,497百万円	合計	2,128百万円	<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高取得価額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">1,949,522百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">503,639百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">2,453,161百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">1,203,855百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">273,477百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">1,477,332百万円</td></tr> </table> 年度末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">745,667百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">230,161百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">975,828百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">312,772百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">702,955百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">1,015,727百万円</td></tr> </table> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">受取リース料</td><td style="text-align: right;">374,816百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">306,999百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">受取利息相当額</td><td style="text-align: right;">70,330百万円</td></tr> </table> ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">18,646百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">101,035百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">119,681百万円</td></tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">233百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">482百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">716百万円</td></tr> </table> なお、上記1、2に記載した貸手側の未経過リース料のうち108,886百万円を借入金等の担保に提供しております。 	動産	1,949,522百万円	その他	503,639百万円	合計	2,453,161百万円	動産	1,203,855百万円	その他	273,477百万円	合計	1,477,332百万円	動産	745,667百万円	その他	230,161百万円	合計	975,828百万円	1年内	312,772百万円	1年超	702,955百万円	合計	1,015,727百万円	受取リース料	374,816百万円	減価償却費	306,999百万円	受取利息相当額	70,330百万円	1年内	18,646百万円	1年超	101,035百万円	合計	119,681百万円	1年内	233百万円	1年超	482百万円	合計	716百万円
動産	1,942,876百万円																																																																																				
その他	548,854百万円																																																																																				
合計	2,491,730百万円																																																																																				
動産	1,203,109百万円																																																																																				
その他	299,931百万円																																																																																				
合計	1,503,041百万円																																																																																				
動産	739,766百万円																																																																																				
その他	248,922百万円																																																																																				
合計	988,689百万円																																																																																				
1年内	322,445百万円																																																																																				
1年超	709,410百万円																																																																																				
合計	1,031,856百万円																																																																																				
受取リース料	205,211百万円																																																																																				
減価償却費	165,475百万円																																																																																				
受取利息相当額	34,173百万円																																																																																				
1年内	18,679百万円																																																																																				
1年超	98,100百万円																																																																																				
合計	116,780百万円																																																																																				
1年内	630百万円																																																																																				
1年超	1,497百万円																																																																																				
合計	2,128百万円																																																																																				
動産	1,949,522百万円																																																																																				
その他	503,639百万円																																																																																				
合計	2,453,161百万円																																																																																				
動産	1,203,855百万円																																																																																				
その他	273,477百万円																																																																																				
合計	1,477,332百万円																																																																																				
動産	745,667百万円																																																																																				
その他	230,161百万円																																																																																				
合計	975,828百万円																																																																																				
1年内	312,772百万円																																																																																				
1年超	702,955百万円																																																																																				
合計	1,015,727百万円																																																																																				
受取リース料	374,816百万円																																																																																				
減価償却費	306,999百万円																																																																																				
受取利息相当額	70,330百万円																																																																																				
1年内	18,646百万円																																																																																				
1年超	101,035百万円																																																																																				
合計	119,681百万円																																																																																				
1年内	233百万円																																																																																				
1年超	482百万円																																																																																				
合計	716百万円																																																																																				

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
- 2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものについては、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

当中間連結会計期間

- 1 売買目的有価証券(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,205,895	1,705

- 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	510,142	498,990	11,152	884	12,037
地方債					
社債					
その他	21,329	22,379	1,049	1,166	117
合計	531,472	521,369	10,103	2,051	12,155

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

- 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	2,606,121	3,077,101	470,979	578,166	107,187
債券	12,436,715	12,281,842	154,872	6,597	161,470
国債	11,240,557	11,103,803	136,754	2,865	139,619
地方債	413,692	403,548	10,143	924	11,067
社債	782,465	774,489	7,975	2,808	10,783
その他	4,187,030	4,174,553	12,477	20,171	32,649
合計	19,229,867	19,533,496	303,629	604,936	301,307

- (注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は22,029百万円(収益)であります。
- 2 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
- 3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 4 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は530百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当中間連結会計期間中に売却した満期保有目的の債券(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却の理由
国債	21,063	21,709	645	連結子会社であるみなと銀行における資金運用方針の変更
地方債	23,060	23,796	736	
合計	44,123	45,506	1,382	

5 当中間連結会計期間中に売却したその他有価証券(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	15,761,524	145,995	95,693

6 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	5,411
その他	10,112
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	338,389
非上場債券	1,457,321
非上場外国証券	325,123
その他	109,236

7 保有目的を変更した有価証券

連結子会社であるみなと銀行において、当中間連結会計期間中に資金運用方針の変更により、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、当該連結子会社の残りの全ての満期保有目的の債券28,281百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が66百万円増加し、「繰延税金資産」が26百万円減少し、「少数株主持分」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ36百万円及び2百万円増加しております。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年9月30日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	2,916,076	6,936,933	3,780,495	615,803
国債	2,717,215	5,160,392	3,125,480	610,858
地方債	6,726	197,435	198,853	533
社債	192,133	1,579,106	456,162	4,411
その他	471,659	2,977,811	434,399	606,081
合計	3,387,735	9,914,745	4,214,895	1,221,884

前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,434,190	1,096

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	311,391	315,414	4,023	4,023	
地方債	23,091	23,920	828	828	
社債					
その他	42,413	43,444	1,030	1,136	105
合計	376,896	382,779	5,882	5,988	105

(注) 1 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	3,167,955	3,002,513	165,442	112,952	278,395
債券	14,024,014	14,135,179	111,164	117,093	5,928
国債	12,516,061	12,590,255	74,193	79,479	5,286
地方債	342,798	352,112	9,314	9,415	101
社債	1,165,153	1,192,811	27,657	28,197	540
その他	4,479,136	4,502,770	23,634	42,897	19,263
合計	21,671,106	21,640,463	30,643	272,943	303,587

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として前連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を前連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は494,815百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先
要注意先
正常先

時価が取得原価に比べて下落
時価が取得原価に比べて30%以上下落
時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	37,709,925	231,862	190,364

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	4,105
その他	6,463
その他有価証券	
非上場外国証券	363,282
非上場債券	1,176,885
非上場株式(店頭売買株式を除く)	281,888
その他	137,050

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	3,482,943	8,134,230	3,769,404	260,826
国債	3,303,635	6,306,161	3,034,984	256,865
地方債	11,935	138,933	223,723	612
社債	167,372	1,689,135	510,695	3,349
その他	355,161	2,886,041	765,581	880,974
合計	3,838,104	11,020,271	4,534,985	1,141,800

(金銭の信託関係)

当中間連結会計期間

1 運用目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	当中間連結会計期間の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	7,443	

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	20,070	20,054	16	249	265

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	前連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,629	12

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	23,044	23,000	44	510	555

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	281,549
その他有価証券	281,565
その他の金銭の信託	16
(+)繰延税金資産	110,389
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	171,159
(-)少数株主持分相当額	4,343
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	722
その他有価証券評価差額金	176,225

(注) 1 その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は22,029百万円(収益)であります。

2 その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	30,758
その他有価証券	30,713
その他の金銭の信託	44
(+)繰延税金資産	2,004
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	28,754
(-)少数株主持分相当額	4,557
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	24,197

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	213,646,304	7,059	7,059
	金利オプション	2,815,783	314	314
店頭	金利先渡契約	19,588,774	764	764
	金利スワップ	378,671,001	286,193	286,193
	金利スワップション	6,857,851	30,654	30,654
	キャップ	8,861,038	1,313	1,313
	フロアー	506,180	888	888
	その他	249,262	2,642	2,642
	合計		266,116	266,116

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は78百万円(利益)であります。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	16,370,428	65,930	149,520
	通貨スワップション	1,563,973	20,038	20,038
	為替予約	33,529,491	125,004	125,004
	通貨オプション	6,553,725	7,407	7,407
	その他	18,119	46	46
	合計		46,397	37,193

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は178百万円(損失)であります。

2 従来、引直し対象の為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間から上記に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	30	0	0
	株式指数オプション	5	1	1
店頭	有価証券店頭オプション			
	有価証券店頭指数等スワップ			
	その他	10,481	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	868,606	848	848
	債券先物オプション	65,081	104	104
店頭	債券店頭オプション	2,364,407	6,965	6,965
	合計		7,919	7,919

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ	134,986	2,680	2,680
	商品オプション	10,426	23	23
	合計		2,704	2,704

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	63,884	1,096	1,096
	その他	79,260	176	176
	合計		1,272	1,272

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当社グループでは、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外拠点に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

株式会社三井住友銀行における預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、同経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がリスク量の調整取引(ALMオペレーション)としてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しております。適用しているヘッジ会計の主な方法は「リスク調整アプローチ」であります。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法です。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

連結子会社のトレーディング担当部署及びALM担当部署以外におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当社では、グループ全体のリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。実効性のあるリスク管理の実現のため、「グループ全体のリスク管理の基本方針」については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、グループ各社は同基本方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を図っています。主要連結子会社においては各リスク管理担当部署を業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当社では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当社ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

主要連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、主要連結子会社の市場部門以外が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、適切なモニタリングが行われる体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネットティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、当連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

VaR(保有期間1日、片側信頼区間99.0%)

	最大(億円)	最小(億円)	平均(億円)	期末日(億円)
トレーディング	19	8	13	17
バンキング	484	297	395	364

(注) 株式会社三井住友銀行及び同主要連結子会社にかかる計数であります。トレーディングは個別リスクを除いております。

信用リスク相当額(与信相当額)(平成15年3月31日現在)

区分	金額(億円)
金利スワップ	40,047
通貨スワップ	8,719
先物外国為替	9,506
金利オプション(買)	636
通貨オプション(買)	1,058
その他の金融派生商品	495
一括清算ネットティング契約による信用リスク削減効果	28,825
合計	31,636

(注) 1 上記計数は、B I S 自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2 一部の取引についてネットティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	59,749,099	4,547,691	103,623	103,623
	買建	57,633,988	5,676,922	109,474	109,474
	金利オプション				
	売建	1,230,739		76	76
	買建	600,964	205,802	99	99
店頭	金利先渡契約				
	売建	13,389,231	590,000	1,076	1,076
	買建	3,469,855	455,000	500	500
	金利スワップ	305,031,482	214,079,553	250,498	250,498
	受取固定・支払変動	146,600,794	101,347,568	3,300,127	3,300,127
	受取変動・支払固定	139,298,388	98,710,883	3,040,142	3,040,142
	受取変動・支払変動	18,990,156	13,890,272	850	850
	金利スワップション				
	売建	1,720,503	798,669	35,707	35,707
	買建	1,523,512	1,106,731	26,355	26,355
	キャップ				
	売建	5,352,002	3,331,808	4,194	4,194
	買建	3,616,992	2,536,627	6,682	6,682
	フローアー				
	売建	317,281	207,279	7,673	7,673
	買建	351,199	195,322	9,027	9,027
	その他				
	売建	42,316	36,551	6,526	6,526
買建	250,660	92,669	6,603	6,603	
	合計			251,467	251,467

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は818百万円(利益)であります。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	16,433,656	8,831,238	39,389	39,389
	通貨スワップション				
	売建	330,238	330,238	3,173	3,173
	買建	865,005	865,005	13,724	13,724
	為替予約	2,935,846	547,699	1,518	1,518
	通貨オプション				
	売建	56,586	13,166	1,375	1,375
	買建	60,441	21,575	1,585	1,585
	その他				
	売建	15,310	2,855	153	153
	買建				
	合計			26,956	26,956

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)3の取引は、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は371百万円(利益)であります。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	
	買建	
	通貨オプション	
	売建	
買建		
店頭	為替予約	37,271,679
	通貨オプション	
	売建	3,001,518
	買建	3,195,840

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建				
	買建				
	株式指数オプション				
	売建				
	買建				
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	0		0	0
	買建	0		0	0
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払				
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払				
	その他				
	売建	477		0	0
買建	477		0	0	
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	119,032		388	388
	買建	129,712		67	67
	債券先物オプション				
	売建	4,000		8	8
店頭	債券店頭オプション				
	売建	16,010	15,617	0	0
	買建	4,719	3,125	0	0
	合計			463	463

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	31,049	27,358	1,607	1,607
	変動価格受取・ 固定価格支払	31,049	27,358	2,376	2,376
	商品オプション				
	売建	6,369	4,063	1,493	1,493
	買建	6,369	4,063	1,521	1,521
	合計			797	797

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
- 3 商品はオイル及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	39,823	22,790	1,767	1,767
	買建	35,625	18,592	3,153	3,153
	その他				
	売建	5,722	1,099	4,915	4,915
	買建	86,567	79,546	276	276
	合計			6,578	6,578

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,276,476	317,650	166,708	1,760,835		1,760,835
(2) セグメント間の内部 経常収益	14,913	9,527	90,622	115,063	(115,063)	
計	1,291,389	327,177	257,331	1,875,898	(115,063)	1,760,835
経常費用	1,168,804	313,395	220,912	1,703,112	(107,786)	1,595,326
経常利益	122,584	13,782	36,418	172,785	(7,277)	165,508

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) リース業.....リース業
- (3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	2,530,217	640,529	335,639	3,506,386		3,506,386
(2) セグメント間の内部 経常収益	31,282	5,563	163,790	200,636	(200,636)	
計	2,561,499	646,093	499,429	3,707,023	(200,636)	3,506,386
経常費用	3,130,721	622,237	447,163	4,200,122	(177,986)	4,022,136
経常利益 (は経常損失)	569,221	23,855	52,265	493,099	(22,650)	515,749

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) リース業.....リース業
- (3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,606,056	71,757	43,371	39,649	1,760,835		1,760,835
(2) セグメント間の内部 経常収益	21,629	19,230	2,464	6,062	49,386	(49,386)	
計	1,627,685	90,988	45,836	45,712	1,810,221	(49,386)	1,760,835
経常費用	1,521,296	56,531	37,252	25,388	1,640,469	(45,143)	1,595,326
経常利益	106,388	34,456	8,583	20,323	169,752	(4,243)	165,508

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,033,860	173,224	174,353	124,948	3,506,386		3,506,386
(2) セグメント間の内部 経常収益	66,249	48,741	32,144	26,912	174,048	(174,048)	
計	3,100,110	221,966	206,498	151,860	3,680,435	(174,048)	3,506,386
経常費用	3,804,777	149,894	134,985	82,652	4,172,309	(150,172)	4,022,136
経常利益 (は経常損失)	704,666	72,071	71,512	69,208	491,873	(23,876)	515,749

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

【海外経常収益】

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	金額(百万円)
海外経常収益	154,778
連結経常収益	1,760,835
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	8.8

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	金額(百万円)
海外経常収益	472,525
連結経常収益	3,506,386
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.5

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	165,291.87	106,577.05
1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	24,993.09	84,324.98
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	15,608.81	

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益 (は当期純損失)	百万円	143,492	465,359
普通株主に帰属しない金額	百万円		15,921
うち優先配当額	百万円		15,921
普通株式に係る中間(当期)純利益 (は当期純損失)	百万円	143,492	481,280
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	5,741	5,707
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額	百万円	3	
普通株式増加数	千株	3,451	
うち優先株式	千株	3,451	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権(1)	優先株式
			新株予約権
			連結子会社発行の新株予約権6種類(3,130千株)
			連結子会社発行の2004年満期米ドル建転換社債(額面総額8,660千\$)(2)

1 新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 連結子会社発行の2004年満期米ドル建転換社債は前連結会計年度に償還しております。

2 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は、当期純損失が計上されているので記載しておりません。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

重要な後発事象について記載すべき重要なものではありません。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

重要な後発事象について記載すべき重要なものではありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成15年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金		61,841		64,725	
その他		3,613		41,383	
流動資産合計		65,455	2.0	106,108	3.1
固定資産					
有形固定資産	1	0		0	
無形固定資産		34		26	
投資その他の資産		3,291,175		3,306,185	
関係会社株式		3,246,072		3,260,957	
関係会社長期貸付金	2	40,000		40,000	
その他		5,102		5,227	
固定資産合計		3,291,210	98.0	3,306,213	96.9
繰延資産		1,056	0.0	1,207	0.0
資産の部合計		3,357,722	100.0	3,413,529	100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成15年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金		230,000		256,501	
賞与引当金		76		83	
その他		151		857	
流動負債合計		230,228	6.9	257,442	7.5
負債の部合計		230,228	6.9	257,442	7.5
(資本の部)					
資本金		1,247,650	37.1	1,247,650	36.6
資本剰余金					
資本準備金		1,247,762		1,747,266	
その他資本剰余金		499,501			
資本剰余金合計		1,747,263	52.0	1,747,266	51.2
利益剰余金					
利益準備金				496	
任意積立金		30,420		30,420	
中間(当期)未処分利益		102,624		130,605	
利益剰余金合計		133,044	4.0	161,521	4.7
自己株式		463	0.0	351	0.0
資本の部合計		3,127,494	93.1	3,156,086	92.5
負債及び資本の部合計		3,357,722	100.0	3,413,529	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成14年12月2日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益		7,146	100.0	131,519	100.0
関係会社受取配当金		3,020		128,265	
関係会社受入手数料		3,707		3,124	
関係会社貸付金利息		419		128	
営業費用		1,508	21.1	971	0.7
販売費及び一般管理費	2	1,508		971	
その他				0	
営業利益		5,637	78.9	130,547	99.3
営業外収益		109	1.5	13	0.0
営業外費用	1	712	9.9	10,926	8.3
経常利益		5,035	70.5	119,634	91.0
税引前中間(当期)純利益		5,035	70.5	119,634	91.0
法人税、住民税及び事業税		1	0.0	156	0.1
法人税等調整額		204	2.9	5,259	3.9
中間(当期)純利益		4,829	67.6	124,738	94.8
前期繰越利益		97,298			
合併による未処分利益受入額				5,867	
利益準備金取崩額		496			
中間(当期)未処分利益		102,624		130,605	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年12月2日 至 平成15年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により行 っております。 (2) その他有価証券 時価のないものについては、移動 平均法による原価法により行っており ます。	有価証券の評価は、子会社株式及び 関連会社株式については、移動平均法 による原価法により行っております。
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 建物については、定額法を採用し ております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却して おります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員への賞与の支 払いに備えるため、従業員に対する賞 与の支給見込額のうち、当中間会計期 間に帰属する額を計上しております。	賞与引当金は、従業員への賞与の支 払いに備えるため、従業員に対する賞 与の支給見込額のうち、当期に帰属す る額を計上しております。
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナ ンス・リース取引については、通常の賃 貸借取引に準じた会計処理によってお ります。	同左
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	同左

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)		前事業年度 (平成15年3月31日現在)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 0百万円	1	有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
2	劣後特約付貸付金 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	2	劣後特約付貸付金 同左

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前事業年度 (自 平成14年12月2日 至 平成15年3月31日)	
1	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 436百万円 創立費償却 150百万円	1	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 176百万円 創立費償却 301百万円 新株発行費 9,994百万円
2	減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 3百万円	2	減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 1百万円

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

記載対象の取引はありません。

前事業年度(自 平成14年12月2日 至 平成15年3月31日)

記載対象の取引はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成15年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度(平成15年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

重要な後発事象について記載すべき重要なものはありません。

前事業年度(自 平成14年12月2日 至 平成15年3月31日)

重要な後発事象について記載すべき重要なものはありません。

(2) 【その他】

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成15年11月25日開催の取締役会において、第2期の中間配当を行わないこととする旨決議しました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月16日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩	本	繁	Ⓜ	
代表社員 関与社員	公認会計士	沼	野	廣	志	Ⓜ
代表社員 関与社員	公認会計士	高	波	博	之	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月16日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩	本	繁	印	
代表社員 関与社員	公認会計士	沼	野	廣	志	印
代表社員 関与社員	公認会計士	高	波	博	之	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

